

297
3
261

三七
信孝
松平長七郎實傳

091380-000-9

特13-36

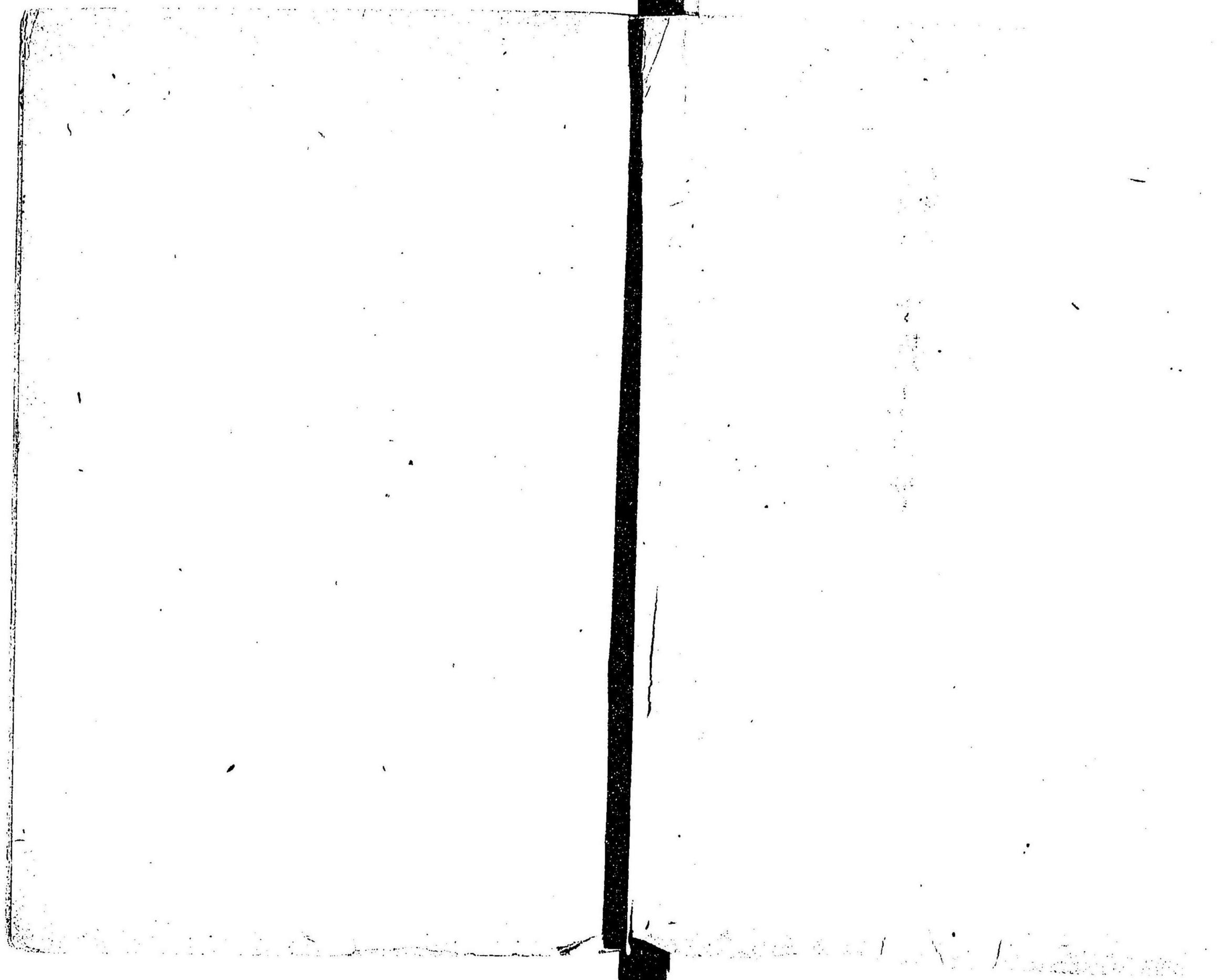
松平長七郎實傳

天保面素堂／著

M21

DBN-2282





自叙 No. 11537

御曹子の磨劍しと乘馬うまの飼下しは二つ乍ら之れ利根性な者に比語ふる俗
 長七郎と駿府の世子金紋先箱否金箔附の御曹子御最惜いの御痛ましいの想像を
 賣るに彼本舞臺で黒七子に金造り左手の鎌操たる形を見たと同様で在ふが
 サア這彦道の悪摺と阿波座鴉の厭稱を受るに至つては恰當泥田に墮た定九郎斯
 様でも將軍様の甥子とは未だ表向の聲み眞實其迷惑妨害言語同断已み大餅不敷
 お問ひの限りと長七郎が望む處に於て扶持して取らすも何の妨の有らん民の難
 事を顧みぬとはイヤハヤ是が時の將軍一人斷手政權を握る人の處置として宜い
 ものが軍かたか自由の卵民權のマチルンが生せぬ昔時は吾輩漁人が先祖を
 本支の國體を同魂消た目も出會けん之を思へば襟元寒さ心かたする嗚呼
 幸福なる哉明治の青年天保は已み其眼耳も廢物なれ況哉夫より往昔の事に何
 の思想も感じも有べき雖然亦得隴望蜀其我儘の長七郎一回三千兩の一足跳を思
 こぬ者の無きが如死は开も社會は妙なるものなる哉と思ひの儘を記すに

網島漁人 天保 面



松平長六郎
大坂日本橋
五ヶ所紀伊の
用金を
借る回



三七 松平長七郎實傳目錄

○日本浪人松平長七郎由緒の事

并に徳川秀忠公の若君二方の事

○家康公教訓の書を江戸表へ遣さるゝ事

并に寛永三輔の事

○徳川國松君駿府入城の事

并に家光公將軍宣下の事

○將軍家光公日光御社參の事

并に駿府の附人本多平岩計議の事

○本多正純奇計を構ゆる事

并に將軍家途中より還御の事

○本多正純召捕れ平岩親吉切腹の事

并に駿河大納言忠長卿逝去の事

○松平長七郎御召出し辞退の事

并に上方筋へ遊歴の事

○長七郎殿流浪の事

并に淀川牧方船を咎むる事

○松平長七郎大坂渡邊町借宅の事

并に家主四郎兵衛家賃催促の事

○長七郎殿日本橋にて狼籍の事

并に大金を所持する事

○商人僥倖を得る事

并に古金買ひ難義の事

○博徒輩長七郎の金錢を欺取る事

并に長七郎阿波座へ移住の事

○長七郎殿居宅を賣却する事

并に大坂表退去の事

以上

稗史 小説 福老館出版書目 賣捌書肆 大阪心齋橋通安堂寺町田中 太右衛門 大坂心齋橋通順慶町此 村庄助

- 孝子復讐實錄
- 敵討御堂前實記
- 箱根權現覽仇討
- 鏡山復讐實記
- 板垣君近世記聞
- 八百屋於七胡蝶夢
- 白子屋於熊之傳
- 煙草屋喜八之傳
- 敵討與平義勇傳
- 天誅組譽旗揚
- 繪本柳荒美談
- 宮本武藏英雄傳
- 三七 松平長吉郎傳
- 信孝 松平長吉郎傳
- 淀屋辰五郎實記
- 櫻田血染の雪
- 才人 政海廻寫眞
- 政治 實地演說
- 明治 壯士の運動
- 社會 花街廻英語
- 粹客 天笠徳兵衛實記
- 敵討 鶯塚實記
- 柿木金助實傳
- 石川五右衛門實傳
- 弘法大師一代記
- 金毘羅藤栗毛
- 宮島藤栗毛
- 錢屋五兵衛實傳
- 曾呂利新左衛門傳
- 田沼騷動記
- 明治二 夢惣兵衛開明物語
- 十三年 夢惣兵衛開明物語
- 通俗軍役奇談
- 左甚五郎實傳
- 攻海 國會後日本
- 敵討 肥後の駒下駄
- 社會 滑稽大演舌會
- 穴探 通俗繪本三國志
- 鈴木主 白糸實記
- 春色ト物語
- 於俊傳兵衛實記
- 俠客五人男傳
- 佐野鹿十郎英勇傳
- 日本 敵右衛門實記
- 小倉騷動雙忠傳

三七 松平長七郎實傳

網島漁人 天保面 素堂 著

傳實郎七長平松

持13 36

○日本浪人松平長七郎由緒の事 并に徳川秀忠公の若君二方の事

阿波座鴉が日のち毎日天氣を詠め錢も無いのあかそくとハ昔寛永の當時大坂表よて唱道せし鄙歌にて凡俚言鄙歌といへども其意を寓し世を諷するものと少あらざる是に因て支那の上古と殊更俚歌寓言を接して世の變動を下し我が朝亦京童が口善惡無きを稱しつゝ翻て治乱興廢を前知するものと少なからざりしなり扱も當時公然たる天下浪人松平長七郎が素姓を尋ぬるお下野國日光山に鎮座ありし東照宮が御在世ある贈正一位太政大臣相國徳川家康公の曾孫にて駿河大納言忠長卿の子息あり是より先き後陽成天皇慶長十年徳川秀忠兄に越て家督し征夷大將軍に拜して江戸城を築き此所に居り家康と駿河國府中の城に在りて大御所と稱す後ち十年後水尾天皇元和元年豊臣右大臣秀頼大坂城に在り其臣大野修理亮等秀頼が生母淀殿と謀りて家康を亡ぼし霸業を回復せんと欲す片桐東市正且元其不可なる事と述て之を諫むると雖も淀殿曾て聞入れお却て關東を通する反逆人なりとし且元を誅せんとて已に討手を差向ふ且元退ひて其居城茨木お歸る是に於て大坂城中おは後藤基次眞田幸村を始め諸國の浪人夥しく召抱へ七手組の大名輩と共に大坂城に據て徳川家康が不信を鳴し對戦の準備をなし屢々關東勢を破り一回と和睦あると雖も終に復其翌年再戦を催す眞田幸

八

村奇計を以て數回徳川が軍勢を斷破り神策奇謀を獻せられども毎時奸臣輩の爲に阻まれて計
畧用ひられ幸村天を仰で長嘆し豊國神靈の鴻業も最早挽回する事能はず右太臣秀頼公中
々以て暗弱の君よと御座しやさいれども未だ御若年なる上御母儀の口入多ければ事を失し
機會を過ることは是非も無し是豈天命あらざらんやと竟に前代比類無き勦死して戦死を逃げ
其子大助の十六歳なるを諭して父と俱に死せんと願ふ辭を斥け大坂城に歸らしめ秀頼公よ
生害を勸め參らせ殉死せしむ諸國の浪人們思ひくしの勦さして戦歿し義に薄死者は脱去り
て終に大坂の戦争を平治けるにぞ家康父子は天下を一統し後干才を弄ぶ事無りければ世と
泰平に治りける茲る大將軍秀忠公ふと若君二方在しけるが御惣領を竹千代君と稱し御側妾
齋藤内蔵介利三の嫡子同く伊豆守龍本が娘春日の局の腹お出生し玉ふ第二の君は御臺所近
江國小谷の城主教淺井備前守長政の息女の産せ玉ふ所おして國松君と申し奉り此若君と別
して聰明利發にて未だ幼稚の事と雖ども往々大人も驚嘆する程なるが亦た之に隨て疝癩
強き事も多かり然れば竹千代君は御兄なれども御側妾あれば御奥の者輩は將軍の御世嗣
は國松君お譲り玉はんまをを進めけるにぞ御臺所も其心中にて天下を國松君よ御譲與り有
様成され度思し召玉へば万事に付て竹千代君を軽くして國松君を重く待遇尙ほ秀忠公へも
弟君を御寵愛ある様お進め玉ひかた將軍お固より弟君の發明なるを愛し居玉ひけるに
ぞ御寵愛益深ありしかを自然竹千代君の御威光薄く見ゆるに彼春日局の御母ながら竹千
代君の御乳母と成て御養育せられけるが兄君は次第疎まれ玉へども夫に引替國松君は御
寵愛日お増深くあれば諸士も御臺所の御權嫌に入んど思へる皆々弟君の御御も出て竹千代

松平長七郎實傳

君を心慰め奉つる者なく是に因て御住居と殊の外寂凄かりけるふと春日の局と深く是を歎
き大御所の御差圖にて己お竹千代君と名乗らせ玉ふ上は御世嗣に備せらるる事なるに
當時の御有様にて國松君御寵愛深き故之を以て御世嗣に立せられんも圖られず如何なす
べきやと案じ煩ひ居たりしが屹度思案を廻し伊勢參宮と稱し密に駿府へ到り大御所家康公
へ御目見を願ひ江戸表の御狀況若君の事共萬事を申上御世嗣の國松君お定まりたる由餘所
ながら言上申しければ家康公之を聞きてコリヤ局右様の事と女子の存ぞ知るべき事にあら
ず其方と早く參宮して武運を祈り奉つれと仰られ御叱り在て此餘は何事も宣はず乃ち局を
伊勢へ遣はされけるが是に於て大御所家康公は俄に江戸表へ御成りある趣き先達て注進有
しかば將軍家に老中始め役人共を品川驛迄御迎ひに差出され御本丸の御座敷を清めて待
ち奉つる程無く大御所おと御着在て頼て本丸に入せ給ひければ將軍家并びに若君方御臺所
にも御出迎へ在りて御饗應の御膳を進め參らせ御相伴にて秀忠公若君二方ども大御所の御
側お座し給ふて御檻に着せらるる御臺所も御挨拶の爲め御出有けるよ此時大御所は孫達を御
覽有て秀忠公よ向とせ玉ひ如何に將軍家竹千代と嫡子と云ひ乃ち世を嗣べき身なれと予の
相伴お出る事道理なれども彼國松と弟あり成人の後竹千代の家來と成るべき身を以て同
玄様に相伴させん事甚だ宜しむと惣して人の性は慣習に依る者おれば幼少の時より上下
の行儀正しくせされ成人の後に禮儀を失ふ者なり天下を繼ぐべき竹千代と諸侯に列する
九國松れ差別なく有べららず早々國松を立せられよと有けるにぞ將軍秀忠公は乃ち御附衆
に命じて退席させけるよぞ日頃肩胛を張りて國松君お隨仕し徒輩と案お相違の思ひを爲し

國松君を伴ひ御前を送さければ御臺所も手持不沙汰の体にて在せしが大御所重ねて御臺所
十よ向いせ玉ひ抑竹千代と云ふ名は我が幼少の名なれば世嗣に備える者あらでは名乗らせざ
り御身も右様心得られよと宣ひければ秀忠公は傍らより御挨拶有りて御教諭の趣き委細畏
まり奉つる仰せの如く竹千代と天下將軍を相續すべき者ない因て國松も今より尊敬させ
苟にも主従の禮儀を失ひ不作法無き様に附々の者へも屹度申付べ死にていと仰せ上られけ
れを夫より大御所にも御機嫌よく將軍家竹千代君と御一所に御膳を召上られけるされば今
大御所の御一言に依て是より後ち若君の御威光忽ち變り我をくくと竹千代君を尊敬し國
松君の方は其御附衆の人々迄も昨日より更りて今日と只翅失ふ羽拔鳥の如く高くも煮つ威勢
無く御臺所へ猶更に最本意あくは思し召れければ若君も其祖父君の御執斗らひ故殘念
にと思さるゝあがら空しく月日を送らせ玉ひける

○徳川家康公教訓の書を江戸表へ遣さるゝ事
并に寛永三輔の事
扱も大御所家康公にて駿府の城へ還御有けるが熟々思召やうは凡そ人として才氣利發の者
と未だ特む可らず禮讓信實なるこそ尙む可きかれ況へ小兒の才發なる者に於てをや是却て
成長の後こそ掛念なれとて其孫君二方の上を思ひ中就國松君の發明あるを危み居玉ひしが
己に其年も暮れ明れを元和二年の春を迎へぬ今年と去年と打變り大坂表に不慮を掛念思慮
もなく最安らかに在ければ幸や竹千代君(國松君事)が爲に江戸表へ消息して孫輩が
養育の教訓を言遣るべしとて細々と書狀に認め將軍家の御臺所へ差遣し玉ひける其文体と

傳實郎七長平松

一十

一券して中入いませづ〜日増に暖氣にありいて暮し能く其御元愈無事お若達も息才に
則はち承はり度候冬年は緩々御目お掛り悦び入い其節と何角と御兩所(將軍家御夫婦を
云)の御世話と老後の樂みお御座い能々此だん表へも頼み入い
一竹(竹千代君)國(國松君)よと殊の外成人悦入い夫に付先頃其地へ参りいせつ竹へ附人
の事付られい様ふとや置い定めて中付られいはんぞ存い
一國事と一体殊の外發明の生得にて重疊の事其御方別て御秘藏之由左様お有べく事おい
夫故存寄中入い間能々御心得生立い様に可被成い
一幼少の者利發にいとて立木の儘に育ちい得ば成人の節氣隨意我儘との成り多くはす
す事も聽のぬ様お成りい得り召仕い者の事も猶以ての事にい左い得を後お國郡を治る
事と扱置き身も立ちませぬ様に成りやい一体幼少の節は何事も教は様にて直るものよ
まゝ如何様お窮窟に育るも最初よりの仕付け次第にて脇より存する程太義は無くい是を
植木に譬へば初め二葉にのい割りい節に人の産れ立と同時事故随分養育致し最早一二年
を立ち枝葉茂りい節手を入れ随分直なる様育て上げ其内惡き枝とかき取り年々右の通り
手入致い得は成木の後直成能き木に成りやい人も亦其通り四五歳にてと添入附置いて惡
く我儘よ育ぬ様致い得は直に能死人となるものおい幼少の時養育さへ致せを能きと心得
我儘よ致し置き年頃に成り急に諫言致しても我儘おて惡敷枝斗り茂り本心本木を失ひい
事おいなをりやさせは尤の事にて兎角は初めよりの事にい是おは今以て存よりい事之
れ有りい三郎(岡崎三郎)出生の節と自分若年にて子とてと珍敷其上弱躰ゆる育てさへす

傳實郎七長平松

一券して中入いませづ〜日増に暖氣にありいて暮し能く其御元愈無事お若達も息才に
則はち承はり度候冬年は緩々御目お掛り悦び入い其節と何角と御兩所(將軍家御夫婦を
云)の御世話と老後の樂みお御座い能々此だん表へも頼み入い
一竹(竹千代君)國(國松君)よと殊の外成人悦入い夫に付先頃其地へ参りいせつ竹へ附人
の事付られい様ふとや置い定めて中付られいはんぞ存い
一國事と一体殊の外發明の生得にて重疊の事其御方別て御秘藏之由左様お有べく事おい
夫故存寄中入い間能々御心得生立い様に可被成い
一幼少の者利發にいとて立木の儘に育ちい得ば成人の節氣隨意我儘との成り多くはす
す事も聽のぬ様お成りい得り召仕い者の事も猶以ての事にい左い得を後お國郡を治る
事と扱置き身も立ちませぬ様に成りやい一体幼少の節は何事も教は様にて直るものよ
まゝ如何様お窮窟に育るも最初よりの仕付け次第にて脇より存する程太義は無くい是を
植木に譬へば初め二葉にのい割りい節に人の産れ立と同時事故随分養育致し最早一二年
を立ち枝葉茂りい節手を入れ随分直なる様育て上げ其内惡き枝とかき取り年々右の通り
手入致い得は成木の後直成能き木に成りやい人も亦其通り四五歳にてと添入附置いて惡
く我儘よ育ぬ様致い得は直に能死人となるものおい幼少の時養育さへ致せを能きと心得
我儘よ致し置き年頃に成り急に諫言致しても我儘おて惡敷枝斗り茂り本心本木を失ひい
事おいなをりやさせは尤の事にて兎角は初めよりの事にい是おは今以て存よりい事之
れ有りい三郎(岡崎三郎)出生の節と自分若年にて子とてと珍敷其上弱躰ゆる育てさへす

心を能き事と心得氣の詰りし事は致さず氣儘に育て成人の上急な種々申聞せし得共幼少
 の時行儀作法もるのせに捨置し故親を敬する事を存せし心易く存じ後に親子争の様に
 成て毎度諫言せ共聞入れず却て親を恨む様成り行きひて夫々問りやひまゝ外の子供
 は幼少の時分より我が前にて行儀作法能く仕付附置之者へも仕付置き若少しにても不行
 儀我儘の事あれを我らへ隠しやさす速にお申聞ひ様に仕付依て我前へ出ひ節は叱り又
 はすかし是と斯様に致さぬものぞと一々申聞せしゆる影日南あく正直に育てやひ
 第一親が怖く存し得を慎みよく幼少より親へ孝行し致し事を覺へやひ其上小身者と違ひ
 召仕し者のやすを能々承えりし様に仕付る事に第一親の有る中と慎み共親の居らぬ
 時節も成りて我儘成り國郡を失ふ者古より多く之れ有りし兎角常に側に召仕し守り
 役の者第一孝行と天命と慈悲をかけ武家の事共幼少より申聞せしゆる自然と身持能く成
 るものにては君臣と事と定まる事に仕へて君たる者と臣と心得申す事に臣惡死時と
 其君の惡きに仕へて依て常に臣の心得專一の由を幼少の節安部大藏毎度申聞せし尤も
 臣として君に仕へし事故如何様の無理なる事をも是非あく承とり無道の君へ仕へやひ
 得共夫あてはまさりの時の用に立ぬものには兎角上より何事によらぬ慈悲専らよし最
 負偏頗なく賞を明らかあし罰を正しう致べし臣は是本なり君と臣有ての君あり大名にて
 心得召仕の者無くては大家の詮無き事に兎角幼少のものよ召仕し者の申事を能々
 聞き申す様と常々教へし事第一あては人は人を鏡として身を慎み正しう致すより外なく
 い

一我儘にては終に我が願望の叶し事決て無き事あり我儘にては親を敬まこと其心得にて
 と諸事同き道理あり親も見限られ又朋友も憎まれ猶召仕の者に疎まれ我身の願ふ事悉く
 望みは叶えず此通りに成行候得と身を恨み天を恨み後あは煩しく心乱るゝ外な之れ只
 幼少より物事自由ならぬ様能々心得申渡さ事にては
 一大名と惣領と格別次男より召仕同前に心得し事常々申聞せ幼少の時より能々心得し
 様異々も申聞せられべく惣領より次男の威勢強き時と家の乱れの基にては
 一幼少の節萬事大やうに育てて夫共大やう過ては却て下の情あ委しからず慈悲の心薄く
 成り常々の遊びお國々名産の事或は大名の家筋家柄の事共譜代外様の節は何の手柄高
 名致し子孫あどし嘶致し聞しひへを幼少より諸家家中等の事耳に馴れ聞覺へし故成人の
 後自然と仕置き行届さやひ大名の自身に嗜みし事は弓馬又鎗長刀劍術等心得すべき事其
 上水心も習ひ覺へべきなり學問は大名と博學に成りやあ及ばず學才有る者お常々道の
 講釋を聞き其外義理善惡行儀作法名將忠臣佞臣物語君主の心を暗くし國を犯し代々の國
 都を失し事共聞せ置し得と成人の後の便りとも成りやひ我が身の曲尺ゆるませぬ様に心
 掛すべきい
 一人の道と五常を守り其外我身鏡なくて何事も知れぬものよては常の鏡と違ひ外より
 磨事ならす我心をとき立我が身心曇らぬ様も致し事常々身の行末善惡人に尋るより外無
 く尤召仕し者惡を爲しひて夫々あや付け戒丈け宥免慈悲を専らとし改心させ召仕し善
 き事少しにても有る時は褒美を遣はし召仕しと次第に鏡は照り身の善惡人の善惡其席

に知れ民百姓の取沙汰居ながら知れい事に一身の行ひ道お叶ひは忠臣日々進み
 忠言を聞き一身の徳之に過ぎせし佞臣のやす事利非明白お相分り悪き方へとよらせし此
 理主たる者第一の嗜よて夫故召仕の者何事も正直なる者を選び召仕し事第一の義よし
 一井伊兵部事平日は言葉少く何事も人に言とせ承この氣重く見ゆ得ども事決定致し得
 ば直に申す者にて取分け我何ぞ了簡違ひか評議違ひる都て爲にならぬ事は皆人の居
 らぬ處にて物靜のに善惡申す者に付夫故何事も内相談致し様よ自然に成り申し
 一身の嗜の事人の好嫌ひ得手と不得手有る事に兎角物よ癖な死様に致させし譬へば四
 季の草花種々様々よ咲開き詠め之れ有る中にも毒だみと申す卿花よ香も悪くして何の用
 にも立申させし得共濕れ病にて其ごとく何慈も覺へし事と承とり置れ何ぞの時
 お入用有るものに自分不得手の事人の爲す事も忌嫌ひし事まよ之れ有りし夫と大名の
 決て致さぬ事おて我ら中年比迄囲碁を一向存せず人の打つさへ不用のもの氣詰りにて
 用にも立ぬことよ斗り存じ人の好みを虚氣者の様お存じし所近年碁を覺へ雨日の徒然
 に慰みお成り先達て虚氣者と存じし者を相手に致しし是にて察するに昔より詮なき事は
 致置かぬ事お呉々も自分氣に入し者を好み存じ氣に入らぬ者を悪く存し事お間左
 様の心得專一の事と存じ只身の智恵の届かぬ事こそ朝夕に存知たき事にし
 一幼年の者氣お入らぬ事を申聞せし節側に有合すものおと投放下又そのを損じ杯致し節
 虫氣有と心の心得捨置しが甚だ親の毒を増すと申物よて先虫氣あれば灸治療を用ひ
 暮らぬ様よ致すべき事に成人の後氣に入らぬ事あらぬ物を損えし事とまよ之有りし是

全く我儘の募たる故の事にし器物は損トしても夫迄の事なき共後々召仕し者氣よ入り
 やさすし我意に手討等に及ぶ事我儘の致し方不届者の名を取る事にしへを病氣根入り深
 くならぬ先に早々撓直す事おてし
 一堪忍の事身を守る第一の事にてし都ての藝術も堪忍無くては致されを慈を覺へしを餘
 程堪忍入用にし我儘を除き天道お叶ひ堪忍致し先祖より一國一城一部を失はぬと是人の
 和めて我が氣隨意氣儘を用ひぬ故に仁と召仕し者へ對し我儘を出し又召仕并に民百姓
 の賞罰を正しし致し下を憐む是仁の堪忍なり君お仕へ身命を顧みよ一度にても敬を違と
 さる是義の堪忍かり人の事を先きとし我身の事を後よし起るより寐る迄を行義正しし
 る事禮の堪忍かり我に慢きて人を蔑視おする事をせざる是智の堪忍なり君父に仕へて
 苟直おを表裏輕薄をせき古法を守る是信の堪忍なり我物數奇をせき美器美服美食に心を
 働かさぬは是は眼の堪忍なり美香好まず穢らとしき心の工みの匂ひに侵さよ是是の堪
 忍あり雷又戰場にて弓鉄砲の音に恐れ先陣お進み高名を遂る是耳の堪忍なり其外四足
 にも堪忍あるあり一生の間全く此堪忍を守る人家を起し國を治ひ然れども十全に至らぬ
 を家國を起し又治る事成り難死ものおい譬へし十の内八九を守り一二の處よて破れ終お
 と夫迄の堪忍徒らに成行くものにてし大方の堪忍強き者も是迄と堪へしか最早堪忍なら
 ぬと申事はまよ事よし夫も義お依て破るよ良し多く我の短氣より我儘お落入り身を果
 し國郡家を亡ふ譬へし弓を射る者手前をり固め今放す際に於て緩み初めの手前徒らよ
 成る者にて兎角堪忍十全揃えねば詮なき事にし凡そ我日本おては楠正成一入堪忍正しき

人にては彼堪忍の十全一向に其氣なぞ無き如く言葉にも出しやさいると近世にて武田勝頼といふ夫故道ふ叶はず數代の名家を失ひし織田右府は近世の大將にて人も能遣ひ大氣よくて智將とも謂つべきよていなれ共堪忍七八めて破れ光秀が事も起りたり太閤秀吉殿は古今の大氣智勇の名大將なり夫も堪忍なくと卑賤より二十年の内天下の主よならせし程の事は成間じく是尤も堪忍第一に以得とて大氣故に分限の堪忍破れ萬事花麗めて過分の驕と申者又施與にも大氣めて諸事知行其品々其分限あり考へべくし事

一奢る心なく物事儉約を用ひ常に其程を能く知るを以て政道正しきといふあれ功相應に知行し給物其程に領し施し與ふる是則ち利の當然あり併し奢る者より云ふ時と吝嗇と取沙汰に及ぶこと片腹痛き事あり昔時より賢君賢主皆過分の花麗給物の行ひは無く能く身を慎み儉約を用ひし事にし

一總て召仕候者何ぞ仕落ち不調法めて糺しし筋合なぞ有る時と其罪を篤と申聞かせ能心得させ向後悔改させし様に致と事主たる者の專要なり我門若年より専ら心掛ゆゆに異見を加わし者誤りを改めぬは無く先お過ち在る者其過ちし事と強て申さず呵りし故主人の慈悲を感念亦誤を革ぬ者はあくい夫を大業に申聞せ呵責い得ば其者心得違致し主人を恨みし様に成行は是迄篤實勤仕し者も不足の心出來て不動に成り主人へ疎略なる事全く異見の致方悪き故なり人を捨ると申ものめてい故に異見の致し方と其者を目通りへ呼出し他の者を除き一人側に寄せ詞を和らげ其方事以前斯様の筋にて何の手柄致し何の節能く勤めいなど其者の心を悦ばし其後ち斯様の不調法の事あると其方お似合ぬ

事とて其不束を能く申聞せ異りも此後と相改め前との通り心を付け勤めい様よと申聞せいへむ大業は其理も服し身の誤失を改むるものにてい主人たる者は一人にても能き人の出來候事を望み輕き者にても科人の出來ぬ様心掛け身を慎み候事專一に候如何程の利益なる者にても主人の目よいは行届きかね候況哉並々の者扱は拔売の如くめて有べく候其行届かねは主人たる者より行届かざる事と不調法の出來ぬ様に心を付け科人の出來ぬが能く人を廻し使ふと云もの候召使の者の科は多くは主人の科めて候

一主人の風義と側廻りの召仕候者の風俗大切候都て上の事下へ知れぬ様又下々の事は能く有の儘に上へ知れ候様有たき事候主人に取り入り氣に入候者の風俗に心を付る事肝要なり其者上の氣よ入り候を知る者も皆々其風俗も習ひ變じ候事也へ其者一人めて皆々其善惡に移り候故別て氣に入候者常々心掛け第一は候事

一治世も身を樂しみも持つ事保養にも惡しく候何にて業の無き時と色欲奢り等都て惡工み出來るが人情の習ひに候朝起てより寐る迄の行儀を定め毎日其通り致候事肝要候食事美味斗りも能きもの非ず平日の食物と随分輕きもの宜敷候月に二三度美味を喰するは能く養生に成候事

一近年日課を六萬遍づゝ唱へ候事老人の入りぬ過役めて候へむ遍數減し候様も皆々申聞け候成程夫でい易事に成り候へとも幼少より戰國も生れ色々變化の中に人の怨みも罪亡し且つ若き歳より一日も隙なき身も當時は靜かある時節柄却て隙過ぎて困り入候何ぞ所業を致し度と存候へとも老年の入りぬ事故念佛日々稽古事の替りに勤め申候毎朝早

起き夜は遅く臥み怠り無之心掛け候夫故食事の中りも無く飽全にて念佛のかけど存候昔時より申傳へ候人能く行儀を正さんと思へを平日起臥の刻限食事向日々同事か亦多分之れ有かよて行儀の正不正知れ申候よし尤も左様に有べき事候惚て年更け氣丈過て危き事候勇氣別して無くては成らぬ第一の事候得ども只和らかに鷹揚有九死事に候側に召仕候者がさつに之れ無き様申付らるべく候右の趣能々申聞せ只純正に父母兄弟の中禮儀作法亂れぬ様吳々御育て有べく候右の御國へ御渡し置き成人の後も能々相心得候やうに教むべく候し

二月二十五日

返すく國事随分心付らるべく候右の通りさへ育て候へば掛念候事なく候以上

斯の如く書狀に認め大御所の心を籠られし教訓の書面御臺所の許へ遣はされ國松君の事を掛念玉ふ思召なるにぞ二代將軍秀忠公に於ても父君の御命令といひ思召よ叶はぬ所有る趣おもあれを國松君の愛を割き御世嗣は竹千代君と定め玉ひ是に因て竹千代君を守護の爲め智仁勇の三徳は達したる者を撰み是を師傳役に備へ玉ふ其人々にと

仁徳よと 酒井左衛門尉 家次
智徳よと 土井大炊頭 利勝
勇徳よと 安藤但馬守 重信
此三人を附させられたり是に依て此三徳の者各自其長する所を以て竹千代君を守り奉つり御幼少の御戯ひれにも天下を治むるの仁徳は萬民ふ施し給はねを民百姓は歸伏仕つらじと

諫言し又智勇の者の智慧無くしては國治らず天下の將軍に備はり玉ふ御身は智を磨き給へと是を勵むの道を説き又勇徳の者は天下の武將と成せらるる御身の四海の武士を恐怖せしめされば威權なし威を顯すは勇に如す將軍勇無れを天下治まり難しとて若君の氣を引立て智仁勇の三徳を教へ導き奉つるを以て終に天下の英主と成らせ玉ふ即ち此若君を徳川三代の將軍家光公と稱し奉つりけるなり

○徳川國松君駿府入城の事
并に家光公將軍宣下の事

時元和二年の春の頃より大御所家康公は少しく恙おはせし花は梢を謝と頃よりして御病惱革り四月十七日終お御他界有けるよぞ御遺骸を同國ある久能山お斂め奉つりければ是より先き朝廷は勅使を差遣はさき正一位を贈り玉ひけるおぞ乃ち神主を贈正一位太政大臣源家康公と稱し奉つる扱又大御所の御遺言お依て國松君に駿河の御城を譲らせらる大御所の御寵臣本多上野介正純平岩主計頭親吉の兩人を特撰せられ之を駿府の後見と定め置かれける此お於て國松君と駿河に移らせられ後らお駿河大納言忠長卿と申奉つる然るお忠長卿御成人に隨がひ聰明にて殊お御母公御最負なれば御威光も薄からず依て後見の徒輩え何れもこの君お天下を繼せ奉つり度とのまゝより内々兄君家光公と納替へ奉つらんと工夫しけるにぞ以前より此君に附參らせし輩之を悦び弟君とは申せども御臺所の御はらにて御出生の君なれを天下を繼せ玉はんおと順當なり家光公は兄君おがら御妾腹の事ゆへ庶子と稱とべきなり其上忠長卿おの器量骨柄勝れられし事なれを何ぞ將軍へ言上致し

十二 未だ天下を譲らせ給との中に家光公を駿河へ移し忠長卿を以て徳川の御代を繼せ給ひ直み
 せ江戸西の丸へ入奉つる様お御勤め然るべしと得手勝手なる了簡を評定して忠長卿へも只
 管是を勤め奉つり御臺所へも内々申上げるも御喜悅の氣色なりしかを機會を以て將軍家
 へ内々上聞に達せんとぞ企てける開が中にも本多上野介正純と將軍秀忠公の御最負強く御
 取立に與りし者さきば江戸に趣き將軍の御機嫌を伺ひ右の儀を言上すべしと内談したりけ
 るが正純は亦その身將軍家の寵臣たるに依て我が勤め奉つるに否とは仰せ有まじと推量し
 順て駿河を立ち江戸へ到り早速登城なしければ御氣に入の正純あるにぞ直ちに將軍の御前
 へ召出され駿府の様子を御尋ね有しに上野介は別條なき由を言上して後申すやう忠長卿と
 仁みして勇あり殊に御發明お御在し事共を頻り稱美して天晴武將の徳備はり給ふ御性質
 なりと事に托て御代を此君に御譲り有る様に探り伺ひけれ秀忠公日頃御鍾愛に思し召る
 ら忠長卿の徳を聞き召し御悦びの程顯れ乃ち點頭玉ひ忠長聰明なりと雖も弟に生れたる上
 は不運あり併しながら竹千代と嫡子と云ひ御祖父君の仰みて家光と名乗せ己に西の丸へ移
 しぬれを最早世嗣は定まりたり忠長先み生れあむ其徳に應ぜべきにと宣ひけるよぞ正純と
 好き序と思ひ言上しけると只今伺ひ奉つるも後に生れし故御世嗣に立られずとの御上意是
 は恐れながら相違の様存じ奉つる已も天下の一人の天下にあらせ其徳なき時と必ず四海
 の望みを失ふなり譲られ玉ふも尋常の世嗣と同からせ能其治むべきを以て立るが天道に
 隨ふと申ものにて堯舜に譲り舜は之を禹に譲り玉ふ是皆天下を思ひ實子を捨て他人に譲
 り玉ふ賢王の仁徳斯の如し將軍の徳是に同じ一天の君より四海の政事を任せ給ふ御世嗣な
 傳實郎七長平松



れば嫡子庶子の勿論強ら願當のみ守らせらるべき事非ず公と正しく四男あ渡らせ給へど
廿 天下を治むる徳を備へ玉ふ故に御世嗣に立せ給ひぬ越前秀康公と御兄君と申し智仁勇共お
備はりしかども天下を治め玉ふ徳なし因て終に公を以て御代を繼せ給へるなり數に有ね
ども其際私義勸め奉つりしよと偏よ公の徳を備へさせらるゝが故にて候是を以て御賢慮を
廻らされ天下の望みを失ふ機御世嗣を御定め有て然るべく存じ奉つると一つの理を述て
思長卿へ天下を譲り玉ふ様お脇道より勸め奉つりければ將軍も彼が弁舌に御心迷ひ此義は
追て沙汰に及ぶべしと御意有しかを上野介正純と御得心の氣色を伺ひ心中大に悦び御前を
退出して早々駿府へ歸り右の由を同志の面々へ物語りければ何れを頼母しく思ひ吉左右如
何と待居たりける然る程將軍秀忠公は本多正純の詞の中お御身の昔しを思ひ出られ渠が
詞の道理と思ひ玉へ忠長卿へ御世嗣を譲り替たと思されければ一旦家光公と御定め有
しことされ今更廢されん事容易になり難し先づ老中共の異見を聞くべしとて工夫を廻ら
されけるに故大御所の御教訓も井伊は内相談に召呼て然るべしと仰せ有たる事あれば密
かに井伊掃部頭を召せられ本多正純が申せし趣めて徳ある方へ家督を譲り申べきや否やを
御尋ね有ければ掃部頭畏こまり御意の如く是の輕らぬ次第にて大切の天下を譲り玉ふ事
にて候へば其徳を糾させして之叶はぬ事なり併し乍ら大御所の御遺言にも大切の評議にと
必ら我名代お大久保彦左衛門へ相談せよと仰置かれて候へば臣は於て只今の御尋ねと
等閑ならぬ一大事に候へば乃ち彦左衛門を召させられ渠へ御尋ね有て然るべく候某も存す
る旨候へども先づ彦左衛門が思案を承まくり其上にて存じよりを言上仕つるべしと申け

傳實郎七長平松

れ心秀忠公は掃部頭が返答を聞かれ内意を傳へて家督讓替への手順に及むれん思召ありし
が今と早是非なく彦左衛門を御召有りて其所存を御尋ねあらんとこの事を仰出されけるされ
を井伊掃部頭直孝と將軍の上意と雖も非埋の儀なれば即時に御諫言申上べしと思ひしが一
人抜出て諫め奉つらんより故老と云ひ直言を述る者なれば大久保を以て大御所の御遺言を
言立させ再び無益の御思案出さる様お御諫言なさんとの覺悟なれを良智を以て何となぐ大
切の事お托て彦左衛門を召出さるゝ様計らひしよと遠慮はかりにして誠に國家柱石の臣
とは此人をや稱とべし茲お大久保彦左衛門と只今將軍家の御召を蒙りけるよぞ早速登城し
ければ秀忠公おは渠の己よ大御所の御遺言を受たる人なれを御待遇向死も甚だ重んじ御座
近く招かせらる井伊直孝も亦彦左衛門の故老おて硬直の人あるにぞ上座を譲りて之お進め
寄る大久保と御前へ近く座して畏みぬ秀忠公には家來ながらも父君御名代と仰せ置れし事
故御自分より今度の思召を言出し兼給ひヤヨ掃部頭過刻の儀を彦左衛門に尋ねべしと有し
かば直孝則ち大久保に向ひ今日貴殿を召さるゝ事餘の義にあらざ一大事の御相談有ての事
あり乃ち將軍御世嗣の儀大御所御在世の時家光公に定め置るゝ所天下を譲るは大切なる儀
とありて再び是を御評定有んどの御事なり依て老人の異見をも聞し召るゝ思召なりと聞て
彦左衛門と是の事新しき上意を蒙る者か將軍の御跡目と家光公と定まり天下の諸侯始め
皆以て尊敬し奉つる事公の知ろし召さるゝ處なり是迄定まりし儀を又々御評議有んとは家
光公お何ぞ御過失有りての儀に候や又天下を治め玉ふ御器量もあさとの思し召なるや承は
り度存せると言上す秀忠公聞し召れ家光未だ若年なれば過失なりと云にはあらざれとて天

三廿

れ心秀忠公は掃部頭が返答を聞かれ内意を傳へて家督讓替への手順に及むれん思召ありし
が今と早是非なく彦左衛門を御召有りて其所存を御尋ねあらんとこの事を仰出されけるされ
を井伊掃部頭直孝と將軍の上意と雖も非埋の儀なれば即時に御諫言申上べしと思ひしが一
人抜出て諫め奉つらんより故老と云ひ直言を述る者なれば大久保を以て大御所の御遺言を
言立させ再び無益の御思案出さる様お御諫言なさんとの覺悟なれを良智を以て何となぐ大
切の事お托て彦左衛門を召出さるゝ様計らひしよと遠慮はかりにして誠に國家柱石の臣
とは此人をや稱とべし茲お大久保彦左衛門と只今將軍家の御召を蒙りけるよぞ早速登城し
ければ秀忠公おは渠の己よ大御所の御遺言を受たる人なれを御待遇向死も甚だ重んじ御座
近く招かせらる井伊直孝も亦彦左衛門の故老おて硬直の人あるにぞ上座を譲りて之お進め
寄る大久保と御前へ近く座して畏みぬ秀忠公には家來ながらも父君御名代と仰せ置れし事
故御自分より今度の思召を言出し兼給ひヤヨ掃部頭過刻の儀を彦左衛門に尋ねべしと有し
かば直孝則ち大久保に向ひ今日貴殿を召さるゝ事餘の義にあらざ一大事の御相談有ての事
あり乃ち將軍御世嗣の儀大御所御在世の時家光公に定め置るゝ所天下を譲るは大切なる儀
とありて再び是を御評定有んどの御事なり依て老人の異見をも聞し召るゝ思召なりと聞て
彦左衛門と是の事新しき上意を蒙る者か將軍の御跡目と家光公と定まり天下の諸侯始め
皆以て尊敬し奉つる事公の知ろし召さるゝ處なり是迄定まりし儀を又々御評議有んとは家
光公お何ぞ御過失有りての儀に候や又天下を治め玉ふ御器量もあさとの思し召なるや承は
り度存せると言上す秀忠公聞し召れ家光未だ若年なれば過失なりと云にはあらざれとて天

四廿

下と私しにとべ死に非ず此の故も我の子の中其徳を備へ四海を治むる器量を見て譲らんと
思ふなり因て相談に及ぶありと有ければ彦左衛門謹んで之を伺ひ然れを家光公の外に其器
に當り玉ふ御方有ての御事なるや何をも御公達と宣ふからと駿府殿を以て家光公に代玉の
ん御所存なるべし然れ共是は君の御心より出たる儀にと候まじ全く公の御世嗣を備はり玉
ひし際當公を父公へ進め奉つりし故を以て立身出世したる者あり恐らく是に倣ひて外よ
り進め申せしものなるべし當公の例を以て兄君を捨て弟公を立んと進めしものならん此義
論するに足らず其故は當家御家督ならせ給ひし事と御庶子と申にはあらざ御兄公の越前
殿なり是は已に他家を御相續ありし故に御子の中にあらざとて除き奉つる然れば差詰當公
の餘も御家督相續あるべき御方あけきと是順當と言べ死あり殊に其砌りと御當家御家督始
めの事にて決定の御方なき時なり唯今と然非ず以前より家光公と御定めあり大御所にも
其御心めて御他界有し事ならん今更改め替んどの思召て大福を食らんとする徒輩の弁舌
に依て君を感し奉つりならん然るに何れも若君に紛るべき御事あれば子を視る事父よ
如ぞとある古語も付て御賢慮を廻らされ家光公なり駿河殿なり御心赴きしを以て御家督を
定め給ふべし家光公に据置るゝ成れを天下諸人の存せし事をも觸示さるゝに及む御舎弟
を以て定め給ふなれば其旨天下へ知らせ玉とすんば叶ふまじ日本の内と御下知も届くべし
聊か通信の届かぬ所あり大御所と世を去り玉ひし事あれば何者も以て此儀を告奉つらん御
使者も御吟味有て其上事を定め玉ふべし幸ひ此役勤むべ死者三人あり其三人とは酒井左衛
門土井大炊安藤但馬此三人にて候大御所御在世に竹千代公を守護し主將に教育奉つるべし

傳實郎七長平松

傳實郎七長平松

と有て此輩らを付置るゝも依て三人丹誠を凝し若公を守護し奉つり治平の理解を御教導申
せしも依て御家督を定め給ふ所なり只今に至り家光公を慮し給へを此三人の者御教導其器
に當らず誠お空きに似たり然るを何の面目ありて存命せん彼等必ず切腹致すべし是冥途へ
の好き使者なり併し乍ら此三人は家光公の守護を冥途に於て依怙の沙汰を申さん計
り難し目附として駿河殿に附参らせし徒輩の中に一兩人を差添へられ然るべしと遠慮も
無く申上ければ將軍打笑はせ玉彦左衛門が意見至極道理あり先づ使者の出來る迄此沙汰
無用ありと仰せ有けるよぞ井伊掃部頭直孝御前に向ひて只今彦左衛門が申上候通り是と駿
河殿御發明お在ませし故附々の徒輩之を感じ奉つり勤め参らせし所なり然れとぞ才智而已
にて天下を保つ事能とぞ三徳兼備の君を以て天下の將たるべし武道の徳天命を得ずしてと
此職も備はる事能はざるべし足利尊氏公と別て名智の聞ぬ無けれども徳の在ます故よ日本
の武將と仰がれたり忠臣の正成たにも始終勝を得る事能はず其徳の元と云は正徳の道あり
今駿河殿御發明にして此徳の基たに在しませと縦令天下を譲らんと仰せらるゝとも辞退あ
らむ正道の心にて候是を悦むるゝは横道なり四海の鑑と仰れ玉ふ將軍に横道ありてと治ま
らす況て此義は大御所の明鏡を以て定め置玉ふを今更變参らせんまど神君の掟に背き玉
ふ罪なり能々御賢慮有べき御事なりと諫言を申上しかを將軍理に伏し玉ひ兩人の諫め道理
至極あり再び此義評議に及ぶまじ餘人よ沙汰する事勿れと御意有ければ井伊掃部頭謹んで
曰く愚臣が諫言は用ひ有る事公の御徳にて家光公其儘御仁愛お依せ給へば天下と益泰平の
前兆とぞ賀し奉つる之に因て秀忠公彌々御心決し廢立の事を止まり終に家光公へ天下を譲

五廿

らせ給ふ旨元和八年の頃より其沙汰ありて翌寛永元年七月十日家光公征夷大將軍宣下を承
まことの爲め上洛ある殊更去る元和七年秀忠公の姫公御入内ありて 後水尾天皇の女御に
立せらる程おく中宮に成せ給ひて東福門院と號し奉つる是に於て家光公上洛の間禁中の
思し召他異ない乃ち正二位内大臣お叙任せられ同年閏八月二十七日征夷大將軍淳和院
兩院の別當右馬寮御監源氏の長者に補任せられ玉ひけれを是より秀忠公を大御所と稱し公
武共之を賀び天下万民に至る迄泰平を謠ひ目出たき世代となりまけり

將軍家光日光御社參の事

時は惟れ寛永二年征夷大將軍家光公と御身已に徳川家三世の軍職を嗣ぎ玉ひ殊更去年の
八月前代の通り征夷大將軍に拜し淳和院別當源氏長者右馬寮御監等の任官首尾能く
朝廷より補任せられけるにぞ御祖父君へは拜禮此緯を告げ奉つらんとて下野國日光山なる
東照大権現の御廟所へ御恩報謝の御參拜を仰出され大老職井伊掃部頭直孝先驅を勤め松
平越中守板倉内膳正を始め數多の大名前後お供奉し江戸城を御發駕あり第三日目と下野國
宇都宮にて御宿泊翌日御登山なさるべき豫定にぞ有ける別て此度は御行粧立派めて武具馬
具長柄其外の御道具供奉の裝束何れも美麗めて前代未聞の御行列なきを上下の人々意氣揚
々と驕み進んで出立有たりけり是より先き駿府殿に於て大御所秀忠公御夫婦の御寵愛
淺からざるに尙ほ先年本多正純始め御附の人々より忠長卿を以ては世嗣お備より玉ふべき
様お勤め申上げし無益の詞を頼母し了事お思召れて在せしがは兄君より去年已に征夷大

將軍に備はり玉ひけるお由り最本意なき事に思召つゝ日を送り玉ふに又其附々の面々を太
だ残念の思ひより非議を企て道ならぬ計策を勤め奉つる就中本多正純は其身親しく秀忠公
へ慈愍參らせ忠長卿の家督お立られんまを言上し奉つりかども其事書餅なりて家光公
の代代とありし故自分の諫言を御用ひ無を恨み忠長卿へ誠忠を盡さんものと種々謀略を運
らし君の爲に一命を抛ちてや任送げん物をと覺悟を決めけるにぞ相役なる平岩主計頭
親吉と談合す平岩も本多が一途の氣色と其君に盡すの淳さお感じ我亦駿府殿の聰明あるを
尙ぶものゝら終に此議に同心し種々工夫を案じける然ども大事の計餉あれば迂濶に事を施
し難く殊に諸人を語こんとせば却て禍ひの基とならんも量られねを只時節を見合せ密に計
ふべしとて流石高智の兩人ゆへ色にも出さねば誰有て疑ふ者も無り去る程お平岩主計
頭と將軍家日光御社參の趣きを聞と等しく正純を我邸に招き密に呷く様年來圖りたる願望
成就の時到れり今度日光の御社參は願ふても無き幸ひなり此邊の計ひ一つにて事首尾能く
調ふべしと聞て本多は夫は如何なる計議ぞや某しも亦た密計を思付たれを貴殿と示合さん
と存せし所あり是誠に好機會と云ふべし先は此邊の思慮を承まはり度と云ふ平岩莞爾と打
笑ひ足下も所存ありとの事互に申談せる筈なれども壁に耳ある比喻もあれを此邊の旨趣え
手裏に書給へ某も亦密謀の旨趣を認めん其餘の事と談合するも苦しかるまゝとて頓て兩人
共所存を手裏に認め近く差寄り開き見るお双方の密謀符合せし故手を拍て一笑なす正純又
曰く斯の如く成る上と成就せんこと疑ひ無し必ず他人を談合はす是を必ずに如べからず併
し此旨忠長卿へは内々言上し豫て御用ひ有様お計ふべしと閑談數刻も及び平岩と駿府表の

八廿

諸事を取計ひ正純と江戸より赴け計策の用意を急がんと互に計議を示し合せ表向き忠長卿へは年來の散鬱の爲め郷里よ於て暫時休息致度き趣きを願出て許容を得たきを有難くは請ふしては前を退き早々歸國の用意を調へ駿河表を打立て急ぎし程に早くも江戸より着けければ翌日直ち登城して將軍家より目見をなして申す様私し事年來の鬱を散せん爲め暫時は暇を賜はり歸國仕まつり候就て將軍家より日光の廟へは社參在せらるゝ趣きに承まつり候因て某しが領分中の道路の警衛を申付度且道路筋に候へる宇都宮城へは一宿成下さらば此上もなき面目にて最有難き仕合なり然して何卒供を仰付らなきを神君の靈廟をも拜禮仕まつり度心願故此旨偏に免しを願ひ奉つると言上しければ將軍家光公聞し召れ其之神妙ある願ひあり是非共汝の領分を通行の事なれを如何にも其方が居城にて休息なさん早々歸國せよとの仰に上野介大よ喜び冥加に餘る仕合せありと直ちに暇玉とりて宇都宮へぞ歸りける

○本多正純奇計を構ゆる事

并々將軍家途中より還御の事

松平長七郎實傳

天道を知る者は神明之を賞し知らざる者之を罰す君よ仕へて身を抛つ者と忠ありと雖も道理を辨へ其事に因て争ひ諫め時に臨んで節に死するを眞の忠義と云つべし猥りお君の威を増んとして事を謀るは忠お似て却て怨敵に等しく君臣共に滅亡事古今に其例多し實お前車の覆るを見て後車の慎みに爲すべき事を忘れ共に身を亡す族も亦多し然る程お本多上野介正純は宇都宮の居城お歸り肺肝を碎き謀略を廻らし百發百中必勝の結構を成さんとして

松平長七郎實傳

十八の大工を撰抜き成の節座お充つべき五間四面の飯家の邸殿と其片傍より釣天井は湯殿を設けたる秘密の普請を命じ家臣河村鞆負と謀議して急いで造作に取掛りけるが大工が日雇錢と十分に與へ且つ普請中外出を免さず親ら工事を指圖しけるに頼て工夫の如く出来上りける茲お於て正純は密にお天井の釣方を試し見るお其機關充分調お其期に臨み過らぬと見ゆる故大に悦び大工等に酒飯を與へ何れ褒美と成就の上適すべし夫迄今暫く城中に止め置くなりとて嚴重に禁足なし置ける其中に領内鹽屋村お住居する與五郎と云へる大工は曾て同村の庄官藤右衛門が娘お早と云へるに人目の關を忍び越ゆる末の松山なみくならぬ妹脊を契りけるにぞ今恚く拘留の身となりかを頻りお思ひを惱しけるが一日大工仲間のお朋友お堪難き情を頼みて門番へ賄賂を與へ其夜密かお城中を出で娘が許へ忍び行き日頃打絶へしつらさを語り普請の結構釣天井の秘密仕事にて斯く留置るゝ事頼て褒美の大金を儲けて歸へりなば表晴れて夫婦とあらんと互に行末の事を契りつゝ別れを惜みて城中へ引歸しけるが此夕へ河村鞆負と大工部家を見廻りけるが十八の大工一人見へざるにぞ之を糺すに其實を得たれば是は由々しき大事なり千丈の堤を蟻穴の譬へ今も早大功は細塵を顧りみずとて主人正純お勤め其翌日大工輩は悉く切殺して屍を土中へ埋めけるは無慙と云も餘り有けり去れば謠も好事門を出でる悪事千里を走ると先お與五郎お密かに出門を許せし門番お早晩此事を聞出し己亦罪せられん事を思ひ忽ち出奔しけるが此者の口より漏たりけん大工輩の親族其次第を傳へ聞き實否を聞んとて大勢城門に詰掛け大工の者へ對面せんとを言入れければ河村鞆負は親ら立出で大工輩一統して罪科を犯せしお依り死罪

九廿

に處せられたり尤も其罪死刑に當るべき事あれども將軍は社參の折柄なれば穩便を以て親族の者へは此答の儀の免されたい此旨有難く存すべしと申渡しければ扱ひ殺されし事は實なるものと互に確と呆れ果何れも泣々立歸り僧を請じて吊ひしは哀れなりける事共なり憐れし程も此噂早く國中へ傳へけるにぞ彼庄屋藤右衛門の娘の此風聞を聞と其儘絶入をかりに歎きしが熟々思ふに與五郎に限り斯る罪を犯すべき人に非ず是と何故に殺されたるか此程の咄しふ釣天井とやら人々知らざる秘密の普請を申付らる今暫くと城より出ること免されずと聞きしが最も心得難き事なぞある何は免もあれ深く云交せし人に離別て何かせんと娘心の一筋に父母へ不孝の詫文句尙又與五郎が身の轉末と兼て聞置く釣天井普請の事迄細々と書遺し十八歳を一期とし其夜敢果なく成けるを父と翌朝此有様を見て駭き惜み悲歎云計り無りしが件の遺書を取上げて讀畢り彼普請の事柄如何にも怪しく思ひ十人の大工等を止め置るゝのみ成らず刺さへ悉皆く殺されしは此事外へ洩れまじとの巧み成べし近日將軍家は社參よと當所お泊との事なるが若し大膽なる企て有ての事成らんか何れにもせよ容易ならざる國家の大事二つおは娘の敵與五郎の恨み卒注進すべしとて先供なる大老井伊掃部頭直孝を志し其道筋へ出向ひけり已にして將軍家よは本日と早や三日目にて宇都宮に着御有べ死等されを井伊直孝と午時前に路次の見分旁宇都宮の領分界に着き途中に憩ひて將軍家れば着を待合せし處へ庄屋藤右衛門なる者目通りを乞ひて注進の旨有り直孝遂一聞取大に駭き最早の時刻も近付けを今更に宿泊處を轉じ換へべき様も無く若し打通りに當所を過ぎ玉へを事の發覺を察し如何なる狼藉に及ばんを計り難し何卒無事の方便もかなと暫

傳實郎七長平松

傳實郎七長平松

く心を苦しめしむの乾度案じ得たれば乃ち腹心の家臣三人に計策を授け片時も早之計ふべしと下知したりける時已未下刻に及びし故將軍の先供追々と到着あるよど本多上野介は此迎の爲め井伊が旅館お來り挨拶に及ぶ直孝は何氣無き体にて暫時對話し順て迎ひよ同道せんとて直孝本多諸共に跡の驛にぞ出行きけり扱又將軍家おは早二里をかりにて宇都宮へは着るべき處お江戸の方より騎馬の士鞭を揚て早打注進なりと呼はりは行列に乗付たり乃ち江戸の留守の老中よりの御簡を呈すは側用人板倉内膳正重昌之を讀上るお大は所秀忠公は不例甚だ重らせ玉ひは存命且夕に迫り社參の儀は名代を遣とされ將軍家には即刻歸城有べき趣取計ひ有べく旨は供の老中へ申送りし書簡なるおぞ將軍を始めは供の大小名大に驚き乃ち此乘物を立てさせ上意にて井伊掃部頭を召さんとす恚る所へ掃部頭直孝と迎として本多正純同道にて參上せり將軍家と頓て右の書簡を示され如何すべきやとの尋ねに付大は所病氣は大切の事にて社參の儀も輕からずと雖も是は此度に限れる事にも候とせは不例は看病こそ肝要なれ速かに歸城有べしと申上りに依り名代として板倉内膳正是よ直ぐお日光山へ赴くべしとの上意にて將軍は俄に跡へ引返し玉ひける掃部頭の本多よ向ひ足下は饗應の用意は心勞の程察し入る然るに只今承知せらるゝ如き次第なれを足下も是より直様は供有りて大は所の機嫌を伺ひ申さるべきやと云ふ本多の其謀計圖に中りし所案の外なる次第おて將軍御歸城有けるよど最本意無くは思ひしが然あらぬ体にて大は所不意の不例を驚き且つ一回在所へ歸城し家來へ申聞け續いて出府すべし趣を述て宇都宮へぞ引取ける掃部頭と今日光山へ趣かんとする板倉を呼止り今回上野

二冊

介不審の殿其注進の趣き將軍遠御の實を耳語篤と見届け申べき旨を申含め道を急ぎて將軍に追付き其夜石橋宿より本陣を構へ宿驛の入口其最寄とも殿敷警固申付夜ふ入り家光公の御前に出で本多上野介が結構庄屋藤右衛門が訴人の趣を言上し且つ勿体無く大に所を不例重らせ玉ふ如く披露致させ候旨を逐一申上ければ家光公大に感志玉ひ實々本多が此度の結構は容易からざりしと心を惱まし玉ひける時に小納戸石川八左衛門進み出執權の計ひ申すべし様なく感服仕つる併し斯程の企をなせし者其手筈相違せし上り暴虎憑河の思案をなす今夜の中に當宿へ不意の襲撃なさん計り難し路次の間なりとて聊か油斷威難し只今より密に歸城成せ玉ひて然るべしと言上す掃部頭曰く已に當宿の出入を嚴重に改めぬれを隠密の出立は成難し依ては腹心の大名一人を先立と號し今夜直ちに打立ち乃ち將軍家と其乗物に召し側廻りの輩を供にて當所を先立有れを諸人の疑ふ事も候まじとて松平越中守を召び内意を命トけるも越中守は早速自分の駕籠を本陣に昇入させければ將軍是に召玉ひ石川八左衛門を始めとし側廻りの者は供おし當夜子の刻過る頃石橋驛を打立玉ひけるを餘の大名と越中守が先きを承まはりしと意得て一向之を知らざりけり是より路次中晝夜を掛て乗物を急がせけるにぞ供の衆中雜人共は心身共勞れ果て歩行を艱ひばかりなれば石川の氣を苛ち追立く急ぎけるも今と早陸尺共も弱り果て其上翌日の午時に及べども食事さへせず急ぎしが今と早足の歩行の運びさへ四度路百度を千鳥足石川大に怒りつゝ替りの者を呼立るに供は誰一人も續く者おし暫時は駕籠を立て待合す一人も能く來らざるも是と面倒なり陸尺輩と頼むまじとて八左衛門は只

松平長七郎實傳

松平長七郎實傳

一人は乗物の棒を肩お昇り大肌脱あて飛で行く其有様と天狗などの所爲に似て最勇ましき怪力あり去れば石橋驛を子の刻み出立し行程二十三里の道を今未の刻迄十七里を經たりし故は供人の勞れしも無理ならず然ども八左衛門は勞るゝ色なく刺へ一人にて乗物を昇ながら未の刻より六里の路を疾馳て戊の下刻に難なく江戸城内大手門迄着にけり實は石川が所爲は凡人業にと有すどて驚歎せぬ者無りけり斯て八左衛門と大手の門を叩き還御なり開門くと呼はれ守門の役人驚き乍ら窺ひ見るに其人影と只一人あり由て此旨は留守居越前宰相忠昌卿へ通じけるに仮令如何様の事有ども夜中おは門を開く可らずと下知有にぞ曾ては門を開かせ八左衛門は餘程待居たるも開かざれば再び門戸を叩き石川八左衛門公を守護して歸りたり疾く開門有べしと呼むれを城中より留守居の命令なり夜中の開門成難し急事あらを外の門へ廻り候へ大手は決して開のれずと答に八左衛門心急くまゝ大に怒り將軍の遠御なるに何故は門を開のぬを無禮無忽も時依べし卒打破て入れ奉つらんや喚はり乍ら乗物の棒を抜取りさらを打破つて通らんと云も果て彼の棒にて釣鐘を撞如く力任せに五つ六つ突ければ石川が大勇力に堪るべき小門の扉を打破りしに此も狼藉と番人共騒ぎ立防ぎける此騒動奥へ通じ忠昌卿の下知として目付衆馳來り大音揚て何者なれを法を背き無体には門を通らんとするや狼藉ささば鉄砲を以て打留んと呼はりけるも流石の石川も思ふ様夜中の事故万一も將軍家と知らせして鉄砲を打出さん計られざらるを搦手へ廻らんと思案をちし再び乗物を昇て南へ廻り桔梗の門を漸々とし城内へ入奉り君臣共に始めて安堵の思となし頼て本丸へ還御有ければ留守居は家門方を始め皆一同

三冊

四冊

に其不意に驚死まが今回の轉末を開くに至つて普く將軍が高運の程を祝しけり恠て其翌日午の刻に至りて將軍還御の披露あり行列を正し大手の門と八文字を開き名代松平越中守の乗物の盛奥へ昇込まれければ供の大名皆悉く出仕あり續いて在府の大小名還御の機嫌伺もの爲め孰れも早速登城に及ばれけり

○本多正純召捕らる平岩親吉切腹の事
并に駿河大納言忠長卿逝去の事

儲も本多上野介正純は能も計りし事なるに將軍家半途より還御ありしにより計畫も水の泡と成しかを残念至極と思ひけれ共力及むず且大は所は不例なりと云ふ事を心得難し方一我企ての洩たるにやと心に疑ひ迂濶に出府も成難しと疵持足の氣味悪く思案に胸を痛めける折柄板倉内膳止名代の社參終つて下向の路次宇都宮の城下に來り便を以て代參相濟み下向ふ付貴殿出府あらばは同道致すべしと云遣せば本多は身の上を恐れて出府を好まざれば聊か所勞の趣を答へ跡より出府すべきとの答なるに板倉扱はと思ひ見舞と號して城中へ推參せしに侍正純は是非なく對面あして饗應ける此間に内膳正と家來と諸方へ遣し城中の風聞を探り聞せし大工が殺されま様子を聞き取りける板倉も亦本多に向ひ此度足下は適々將軍の社參に附て御饗應ふ心を盡されしかども大御所の御不例もて還御有し故足下の用意も晝餅となり嘸や本意なく思はれんと挨拶しければ正純は我密謀を曉りて斯は云ふやと胸に徹へけれども然あらぬ体あて某が用意は云に足ねども將軍の志願も空しく還御在せられ定めては殘念に思召れん某を跡より出府致しは容体は伺ひ奉つらんと云ふに

傳實郎七長平松

傳實郎七長平松

ど板倉と強て之勸めず如何様とも心任せにせらるべしと挨拶あし暇を告て旅宿に歸り何氣なく宇都宮を出立し江戸表へ歸着して彼地の動靜本多が結構明白ある由言上と此に因て諸老臣を召され評議に及びけるが畢竟本多が今回の惡事と必其後楯とする所無る可らず而して其守立る處は是決て駿河大納言殿あらん故其根本を吟味せんまど肝要なり本多が事は其罪明白かれを是と計畧を以て召捕る可しとて評議一決せしかを夫より内々探索を遂げしが駿河殿の謀反相違なしと相知れ一味の輩大半露顯せしが羽州山形の城主鳥井左京亮忠恒も亦之に與し密かに謀略を廻らると由其証明白あれば再び評議ありて餘の一味の者は小身にて恐るべき有らず獨り此鳥井と二十餘万石の大名然も東國と云ひ山形の要害の地あり万一事の洩たるを聞かば籠城あや及んかど各々思慮を廻らせしが井伊直孝一計を案と出し上使を本多の方へ立てられ鳥井左京亮野心の計議露顯せり隣國なれを正純馳向ひて左京亮を召捕るべき旨を命玄又鳥井が方へも同様本多が討手を命じ其時山形宇都宮往還の途中に兵を伏せ異儀なく召捕り跡へ人を廻して宇都宮城下を吟味すべしとて安藤右京進重長に討手の將を命を扱も本多上野介と鳥井左京亮が討手に馳向ふべき上意の旨を承まもり心中大なる驚きは豫ての隠謀露顯せしに但し忠長卿約を違へて搦り玉ひし事有しか何れにもせや某へ鳥井が討手を命せられしと心得難し然れ共其討手を蒙りしこそ幸あれ山形へ赴き仔細を尋ねべしとて二百人餘りの郎等を従へ何の用意も無く馬上徐々歩ませ道中行列を調ふとなく後や先き散々に成りて山形當して赴きけり然る程に安藤右京進其道筋道乎山の邊に埋伏して其動靜を窺ひ居しが井伊直孝が推量に違はず本多が方には警備もなく其

五冊

六州

馬の傍らには近習用人小性等其外彼是五十人許りに過ぎず已に間近く来てけるも安藤下
知して三百餘人の人数の直ちに本多が馬の前後を圍みければ正純始め家來共思ひ寄ざる事
なればは何者あれを狼籍に及ぶやと右京進馬を離らせ正純が向ふに出で鳥居左京亮と別人
を以て討手に向けられ早先達て召捕たりは邊も尋問の筋有が故に某しに命じ迎はせ玉ふ所
なり因て某に隨がひ出府せらるべし異儀に及ばい是非なく無禮の沙汰よと及むんと勇威を
示し万一否と云こい無体にも搦め捕んず氣色なれを遁れ去んにも前後を圍まれ進退此所
谷まりたれを扱と計られたるか無念やと後悔なせども其詮なけれを遁れぬ所と覺悟なし是
と仰々しき安藤の申條のな某しに尋問あらむ上使を以て召るべきに鳥井が討手を命せら
れ其途中に於て理不盡の舉動其意を得ざれども台命と有れを是非あし如何も直ちに出府
致さんと云ふ安藤曰く夫は神妙の請けなり承知に於ては大法あれば帶刀を渡し有れど
て乃ち大小を受取り用意の駕籠に乘らせ上より綱を掛け家來お守護させ其外近習用人重立
らし者共と悉く召捕り仲間下部と追拂ひ勇み悦び是より鳥井が來るを待受けんと所を替
へて待受けたり茲も亦鳥井左京亮は若年あして思慮足らず無道の勸めに引入られ駿河殿
に與し大國の主に成んと企てしを斯の如く露見に及びければ左京亮と夢あも知らざる有け
る處へ上使の入來ありて本多上野儀將軍家お害心を挾さみ弒し奉つらんと企つる事明白に
顯はれしに依て江戸表へ召さるゝと雖も左右に事寄せ出府せせ然れば討手をも遣と苦な
れども騒動に及びなば諸民の煩ひ成べしとの事にて其儀を止められ隣國なれば其方出府と
披露し不意に宇都宮に到り本多を召連れ罷り登るべしとの上意なりと通するよ左京亮は是

傳實郎七長平松

傳實郎七長平松

を聞て大い驚きけれ共左あらぬ体にて上意畏り奉つる旨願承し熟々思案をなすに本多が
隠謀露顯せし上は我も一味の罪逆も遁れ難るべし然れ共未だ某しが一味たる事知れざる
よ由て此討手を命せられしものあらん實に過つて改むるに憚る事勿れとの金言をわれは本
多を透して共に出府し先非を悔んで御詫せんと思案を極め宇都宮へ赴く途中安藤右京進に
出合しが安藤曰く本多上野は拙者已に召捕たり足下一旦討手を蒙られし事なれを役目相違
せしと申乍ら直ちに某と諸共に出府有て然るべしと云ふよ鳥井は今更引返す事も成難
く危踏乍ら是非あ共よ出府を成しにける期て安藤右京進は討手の役目首尾能く濟し本多
を召捕鳥居を伴ひ江戸に歸り始終の様子を言上す乃ち本多正純を井伊掃部頭へ鳥居左京亮
と其まゝ安藤右京進へ預けられける是を先き役人を以て宇都宮城中を吟味せられけるに家
中の者共上意と恐れ一々詳細に白狀し釣天井湯殿の跡迄案内を以て悉く見届け大工輩を殺
せしと河村鞆負なる事訴へに因て之を召捕り言上あ及ぶ此お於て諸役人評定ありて此上と
深く吟味に及ぶべからず假令本多に尋ね問ふとも駿河殿の儀と決して申まじ只速かに御處
分有こそ然るべしとて評議此ま定まりければ先づ鳥井左京亮は先非を悔ひ假令計りし事あ
く共一旦謀反お與せし上と其罪遁れ難く誅伐あるべき筈なれども父彦左衛門元忠が忠功に
免せられ罪を免し羽州山形を召上げられ永の預け其悴を以て信州高遠に於て一萬石を下
さる本多上野介正純へと檢使として秋山修理亮正重を井伊掃部頭が邸お遣はし其方將軍
家お慶應と號し怪敷結構之れ有るの條害心有るに似たり依て糾問あるべしとの所前々の功に
罷り糾問を宥められ慈悲を以て切腹仰付らるゝ者なりと嚴命の趣を傳ふ上野介と案に相

七州

違し今日にも尋ねの儀ありなを申譯せんと思ひ居しに紅問を無く切腹を命せられし
 必定委細に露顯せしとならん今更悔ひべきに非せと覺悟あり上使に向ひ嚴命の趣き有難
 く承知仕つる然れば別言上の筋も之れなく候へば跡の儀を宜敷に披露願ひ奉つると忠長
 卿の此事を餘所ながらに頼み置き掃部頭へ一禮を述べ上使へ對し挨拶なし禮義を乱さず用
 意して終に切腹おしたりける掃部頭は落涙し流石に上野介天晴の最期惜むべき武士なりと
 感賞しけるとなん此外河村鞆負と打首おなし本多が家中罪の重きは切腹申付けらるる流罪追
 放等夫々は處置相成ける扱又駿河殿の野心顯然たる事其罪遁れられ然と正敷將軍の
 連枝あれば罪せられん事如何あらんと重ねて此儀を評定ありて先づ御後見平岩を召寄らる
 べきと相極まりしを以て直に駿府へ上使を立られ平岩主計頭急ぎ出府すべき旨を仰せ遣は
 ざる扱も駿河大納言忠長卿にと本多正純が謀計成就せむ本望已に近きに在る心に悦び平岩
 と亦た跡の思案を廻らし居し將軍宇都宮より引返させ玉ひ大御所は不例甚だしき由聞へ
 ければ忠長卿と江戸の様子心元お思はる平岩を召れ尋ね玉ふ主計頭は熟々思慮おし此
 儀何とも合點參らず將軍家の社參と輕々しき事非せ況哉宇都宮迄行程二十六里將軍彼
 地に到着なき以前に江戸より通知の使到る程の事なれば出立の翌日に大御所の不例
 重らせ給ひならん然程は大切の儀おれを前日お其兆おきと云事有べから天下の名醫集
 り居ながら夫程の事を考へ知らで有べきか是必定豫ての計議波聞へ其禍を脱れんと智臣の
 計畧よ出ある儀に候べし實お大病に在るを早速當所へも知らせ有べき等々候
 を其使たふ來らぬと是偽欺の証據あり夫を江戸よりの知らせも無きには使者を遣はさ

るふは及び申す候先づ一兩日の様子を覽有て然るべしと申上る忠長卿と此事若し
 露顯せむ我が身は絶体絶命なりと大に恐怖有ける所へ上使の入來且つ豫て遣はし置さし忍
 びの者立歸つて此度本多上野介の謀計露顯せしにや井伊家お預けられ尋で切腹を命せられ
 し趣を注進す此お於て猶平岩に相談し玉ふに主計頭と思慮深ければ本多が切腹を開き我身
 こそ罪科脱れざる事と察しけれ共忠長卿の怖れ玉ふん事を思ひ態と落付たる体にて然のみ
 此心を苦しめらるるに及むす上野介切腹致すとも必ず密事を白狀候まじ假令夫どと存
 在あるも君との連枝の事且つ大御所在ます上からは君に對しては咎め有べき事候へ
 じ必お賢慮安かるべしと諫言なしては前を退ぞき我屋敷へ立歸り此上江戸へ召出され糺
 問受んは最を勇士の恥る處なり死すべし時に死せざれば死にまざる恥あり卒や本多追付
 て朋友の信義を示さんと見事に切腹なしたるは天晴勇々し最敷あり時經て家中の者共是
 を知り大に驚き周章急ぎ忠長卿へ此趣を訴へけるお大納言殿おは甚く驚き頼みに思はる
 る處の主計頭か死せしか途方に暮て居られける恚る所へ上使の入來有けるにど時も時
 どて忠長卿心思半亂おれば吐嗟我が身の上ならんと思召し玉ひしおども是非なく上使を迎
 へ玉ふよ上使は阿部備中守正次おて忠長卿へ謁し某し上使を蒙りて參上しつる事は後見
 平岩主計頭へ聊か尋ねの儀に付府致すべき様仰付らるべしとの上意お候と述ぶ忠長卿
 今と匿すべき様なく主計頭事何等の旨趣か知らざれ共今日自分の屋敷にて切腹を遂たる
 旨只今訴へ出てし所なり未だ檢使も遣はさずと宣ふお備中守扱は上使の來らん事を察し
 て自滅せしならんと思ひて然らる君より檢使を遣はさるべし尤も某し内々にて共に見分

致し度此儀は許容願ひ度候と上る忠長卿に其の望みお任せられ頼て檢使を遣ひされけるに備中守を俱平岩が屋敷に到り切腹せし景状を篤と見届けて再び前へ出主計頭は切腹仕つる上は是非に及むず候故立歸つて右の段言上致し候ららん然ながら此儀お付ては必ずしも心苦しめ玉ふに及ばず短慮の儀と却ては爲お宜しかるまじく候間某し江戸表へ立歸り委細言上の上重ねては安心の注進申上ぐべけれを心配之れ有まどくは諫め申て江戸表へ急ぎ歸着し駿府表の様子柄平岩主計頭が切腹の死骸檢分の事共等具に言上に及びしに將軍も本多平岩兩人共惜き武士なり殊更主計頭と智勇兼備して東照宮の寵臣猶は勳功と本多に遙か勝りたるを彼の企望に與力せし事其罪渠に類すと云ふ共張本と云ふも非き其上自滅して果ぬる上強ち惡むべき者ならず又舊功も莫大なれば家名は立置死下されんとの上意あるにぞ乃ち旗本に取立てられ其儘平岩の姓を名乗子孫も永く連綿せし扱も大納言忠長卿の事と其儘宥め置るべしと言ふ者もあり又今度の騒動なる其根本にて在すれば其儘に置るん事は政道の本旨お違へり後見の面々と罪に伏して死と賜りしお忠長卿のみ其罪を糺されずんば依怙の沙汰に似たり依てと解官おさしめられ追ては宥免の御沙汰あるとて何ぞや苦しかるまじきと評決し忠長卿へは不審の旨は尋ねあり其上は返答の品により糺明せらるべしとの事にて駿府へ上使を立られんと決したり爰お忠長卿は於ては頼みに爲給ひし本多平岩の兩人共切腹せしに又も再び上使の來る趣死を傳へ聞られ是は必定我が罪を糺さん爲の上使なるらん連も本意を達せずして此上恥辱を受けんより死するお如きと覺悟を定め給ひけれども又爰愛子の情に引かされ後々の事ども種々に思案られ

傳實郎七長平松

しが却て嫡子長七郎を助けんものと覺悟せられ近習四人を添へ密かに落延び何國へなりとも身を忍び時節を見合せ世に出よと涙ながら言諭しは身は終に生害ありと痛ましかりし事共むり此由江戸表へ聞へいかを將軍大いに驚かせ玉ひ直ちお檢使を差遣し御亡體を厚く葬り奉つりしかば若君の行方知れされを家と斷絶なしけり

○松平長七郎御召出し辭退の事
并お上方筋へ遊歴の事

傳實郎七長平松

扱も駿河大納言徳川忠長卿に之辭の破れを考みて死期を待たせ潔能く自盡せられけるおを將軍家よ於て之萬づ寛典に處置せらるべき思召の處今は早や其甲斐もあき次第なるにぞ此上は悻悻七郎を取立ては跡式相續致させよと上意ありけを老中輩より命じて長七郎殿の行衛を尋ね索めけるに二三年過て同國駿府の邊郊に潜みて居られし事知れければ江戸表より上使を以てお召出しお及ぶべき旨上意有りしが長七郎は有難き上意の次第肝に銘じて候なり然れ共將軍家の寛仁を以て領知賜はり候とも渠こそ謀反人の子よとて指當るよこと生涯の遺恨おれ願はくは長七郎己お天下浪人として爲り候へば何國にまれ心の赴く方にて心の儘に暮さんよとを許容有まほしけれとて辭退して受られずは近習引連れ京都を當て赴られける是下因て月番老中より達書を出す其文に曰く

一松平長七郎様御年頃二十歳餘御事近士二人を伴れ成され今般江戸表を御出立に相成り諸所遊歴成され候間日本國中津々浦々に至る迄道中差支へ之れ無き様は通行申上べく別段馳走にも及びせ候得共無禮なき様確よ申付置べく萬一何方にて

も病氣の節と時無し早を以て江戸表老中月番まで早速申出べく候右と國主城主
は神代外様を論せず其筋へ相達し申へく候驛々は代官其外宿役人共へ此段相心得申
べく候也

寛永十三年五月

老中 阿部備中守
全 阿部豊後守

恚りし程に駿府の世子長七郎殿は今と早や世の中を憚る事も無ければ卒や花浴に赴くべし
是も其父の慈悲心にて其連累を避めし焦慮の有難き丸子の驛の足元軽く宇都谷峠現つに
も榮譽榮花に念無れば此年月に住馴し苦勞駿河の古郷へ實や思へば豆殻のふちうの叫びに
有しよと悟れを良し心良能にて富貴ふ意志岡部ある里を離れて清々しく耳を洗ひし故事も
今眼前大井川行邊定めぬ雲水の身は是れ圓頂緇衣と更ねども世を捨人と世の中を捨られ人
を掛川や道中筋は權柄に松平長七郎と名乗つゝ恐るゝ色なく振舞て袋井見附濱松のさゝん
さめかして主従が都路近之鳴海濱身のをとり能く有れらしと熱田の宮に籠突て神あ行末斷
願申し桑名の渡り苦は無くも庄野龜山行過ぎて關に急行たる旅あらねども早土山も通り行
き翌日と都あ入なんともみさくらぐに喜びて瀬田の長橋今は早や長くも有らぬ心地しつ今
日九重の地ふこそ着にけれ

○長七郎殿流浪の事

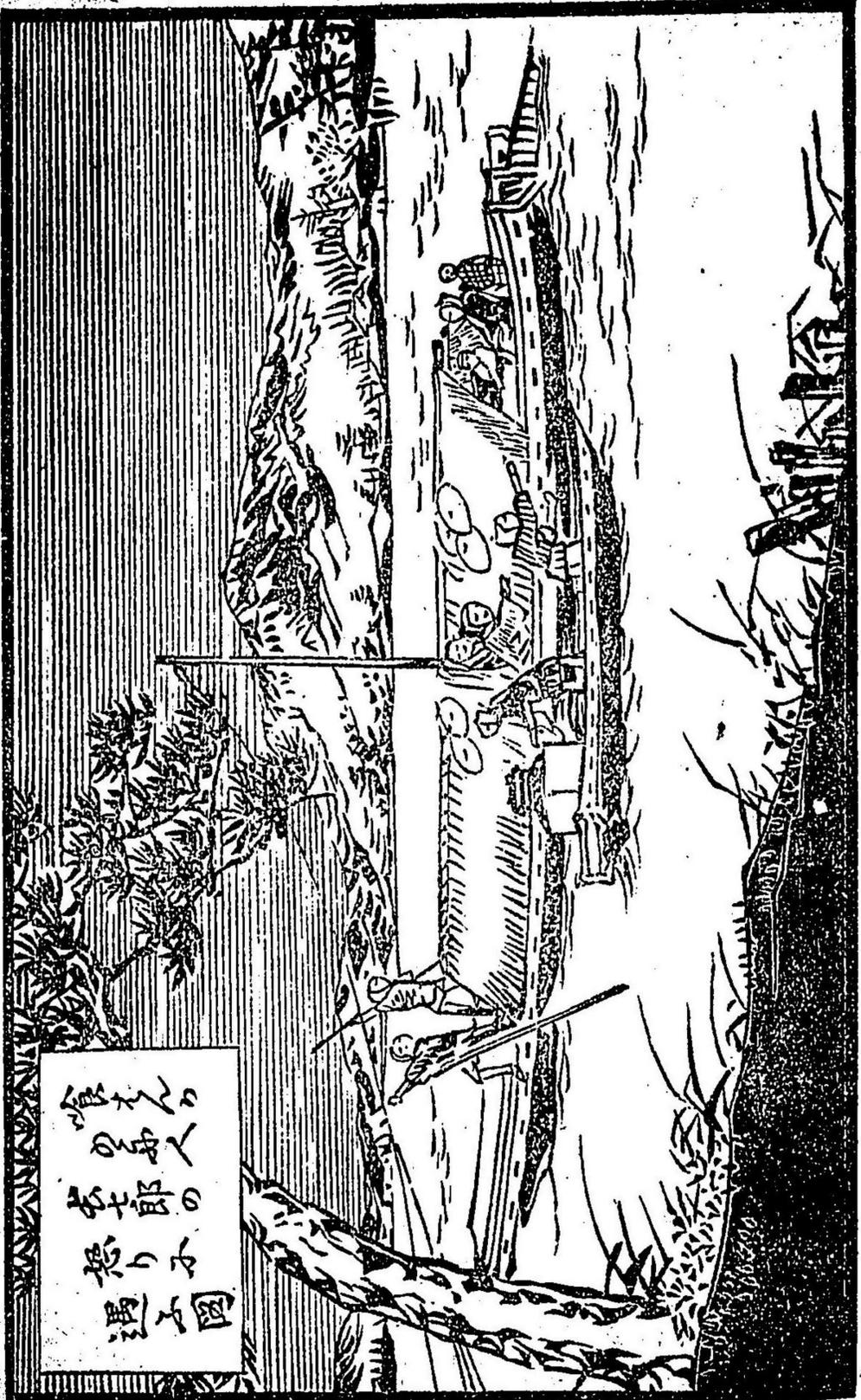
井と淀川牧方船を咎むる事

抑人間の盛衰貧福は是れ前業の因縁に因ると雖も亦綯へる繩の如し凡そ高家貴族も生る
る輩と善因の報ふ所あれば一世の間と衰微へて憂艱難を爲すべき筈なけれど一たび其操
の緩む時下品匹夫お同じく困窮を招くよと速くなりされ心始めよりして匹夫お生れ勞働
辛苦を業となすく其中お又樂事あり適々高家歴歴に生れて綾羅を身纏ひ口に美食を甘ん
じたるもの俄に零落して匹夫に交り命繋ぐ其困窮幾許ぞや是を過去の業因と云へを愁
ひ善因の餘慶お依て貴人お生れしは是能々の悪因ありと謂つべし夫れ天道よと私なし如何
おも過去の善因も貴族に生れ榮花を極むる者零落して難義とる筈となけれど安きに居
て其危ふ死を忘れ身の分限を知らず欲心増長し非分の企てをなし物事自由なる儘に身を
高くせんとす故天の罰を得て善因の果も忽ち滅し或ひは恥て死を遂げ又お零落して苦
しさを重ね僅かよ生を保つ事皆是れ己が心より起る處にして天地神明を知らざるよと非
を何ぞ是を定業とや云べけん然を駿河大納言殿に之上無き善因お依て斯る貴ら身お生れさ
せ玉ひ一世に衰へ給ふべき様とあけれど身に應せざる事を企て玉ひしゆゑ其罪忽ち報ひ
來て忽ち滅亡なし給ひ若君なる長七郎殿は行方定め浪士の身となり駿河を出て上方筋お
登り玉ふお近習四人お伴おし東海道を経て既お京都へ着死名所名區名に負ふ花浴の土地
あれば見る物觸るゝ物眠新しく耳珍らしくて今日は東山翌日は西山嵯峨野の紅葉通天の楓
葉を舞ね心を悦まし居られしが是をしも一番の跡の世に比ふれを當時は將軍家光公にも又

四十四

松平長七郎實傳

は祖父君お渡らせ玉ふ大御所秀忠公よもは上洛ありて朝廷へ勤め玉ひし際父の大納言忠長卿にもは供に列して参内ありしが殊更は連枝の事なれを朝廷おを重くは覽せ玉ひ月卿雲客諸共に敬ひ申されしが今其人の子として斯も零落果てけるよと旅寐の目覺に懐舊れて流石に桑門沙彌の身よあらねを復た世の中の榮花を見て是を羨まざる事おも有ねば今のことや京都の住居も望み無し是より大坂の都會の地に赴くべしとて道に竹田に取りて露深草の里に出で木幡の里の馬も待まぎ鳥羽田の鳥の速さも欲せず行これ竹の伏見の驛に着き是より淀の川瀬を舟行にて行んと三十石船の朋の間を借切り主従四人乗移りしと實に午の貝吹く頃おを有ける長七郎殿は過刻に求めし宇治通園の製茶と伏見駿河屋の菓子外頁と其屋號の駿河屋なるお殊更心留りて扱こそ斯は求めしにぞ有ける此二品を取出し自ら茶を煎て喫し家來おも興へて其味ひを賞しおとして居られしに船はみす三栖矢を射る如く淀の小橋も艦下げお眼前見る翻車ををこづ車とは如何ならん夜船の人の辭にやと打興じつゝ在けるが御豆のみまさと名のとにて彼牧方の驛ある傀儡女の唱ひ奏づる聲も聞へて舞妓が立舞ふ状も眼近く見ゆるに之船十の人々と伸欠を止めておな疾し早鍵屋が裏面よ來にけりなどさいめくは又旅日記の一文句あるべし恚りし所へ唐突お喰とんのく汁なりと餅なりと喰はんの答の無さと寐て居るか但しは錢が無くして欲せぬか船の客人サア喰へナット了承夫れ酒おや此方の坊さん錢出すべし餅が二申八文おやナニ味無いか道理おや砂糖は薩戸の



船の主人
お七郎の
怒りな
遊の圖

黒砂糖況哉砂糖商の門を疾行の過た程加て在る其反對に鹽と赤穂を吟味して澤山加へておる程に留食疾ふ配慮無いナット其方の金尾羅詣人酒のかとり如何ぞやぞい最一酌で遣ふかい何トや酒が水臭いフン此奴も随分了解て居るナンノ前伊丹池田の下等品は淀川ズント交て在る辛抱さんせ其かとい頭へ上るの二日酔する患ひは無いサア最ふ買ぬか吝嗇奴此大勢の頭数凡そ五十人をかりも有る割合に此許の買物とて嗚呼錢無き衆生の度し難しか喃々此方の艦の衆朋の間の借切は已等が爲おは引合はぬがサアとんとと充分喰て貰ふサア喰はんか〜と呼はり乍ら船の小縁お手を菟るを藪地に捕へて長七郎殿聲高くヤチレ下郎奴過刻よりの雑言過言免しとせじと佩刀に手を掛け大名育ちの疝癪強く頼に青筋眼尻揚り手討にせんと扱んとす物賣り而色土の如く取られざる片手の上に額を着けア、申し何卒免して給べ私と牧方の與五兵衛とて年久しく此所お住居致す物賣りあて候が過刻より聞の辭は喰こんか船と申て當所の名物あて候ナニ希有なる言を申す物哉假令一時の客と申せ其方が爲お一個の花主ならずやさすれを汝が家業の爲おは恩人なり夫お對して聞苦しき雑言不禮尙未だ過ちを改めず予へ對して當所の名物杯とは言語同斷不届者奴と益怒りの強ければ物賣り聲を震慄してナ、ナ何と致してイ、僞言を申まよふ眞實此所の名物にて候なりフン俚哥方言を處々お於て聞分難き事あり汝眞實此所の名物と申すが其原因ありや云へ聞う若し些おても偽はることおらむ忽ち手討お致す早く申せとて手を緩めければ彼者恐る〜申と襟袖も今日より疾五十年餘りの昔にて時と天正十年頃は六月の初旬織田右大臣信長公には近日中國毛利を亡ぶさんとて大舉の軍勢催して安土の城を出玉ひ都本能寺に

宿陣せらるる思おも寄らず丹波路より惟任日向守明智光秀と主人を恨める事有て不意に押寄せ討奉つる都を始め近國は此凶變より復亂れ野武士一揆ハ此所彼所お起り立つ此時徳川家康公には和泉の堺に在します光秀頼て討ち奉つらんとて其用意厳しされを神君御師國思ひもぐら其外野武士一揆輩は道筋を塞ぐよど酒井榊原井伊本多四天王の人々が三面六臂に働く共拂へば復聚る群雲の雲の如死の一揆なれば君おと幾度か佩刀に手を菟て自善なさんと成し玉ふ御供の面々諫めては往とし行けと限りなき敵の中に圍まれて詮術無くぞ見へにける此時私輩の住居なす河内の國交野郡牧方村の百姓輩御痛くしく存すれば其道筋を案内あし洞が岳を安々と敵無き方へ導きて近江の國の甲賀ある信樂村へ送りなし多羅尾が宅へ入れ奉つる此時君より褒詞あひて我世よ出あば報ひんと厚き詞掛け玉ふ其後慶長末年に天下の權を掌握し玉ひ我村方へも沙汰有ては褒美給はんと有ければも百姓輩の氣苦勞もは禮勤も六つかしければは辭退申して其代り此川筋の通行船と物賣る事を願ひければ君おと殊更は機嫌よく其朴訥なるを感じ玉ひ向後淀川筋の通船と武士町人を始めとし假令公役の官船なりとも決して詔ひ飾る事は無く言辭禮義も朴訥の儘永代無税に商内すべしと天下の許可を受け得たる即ち名高き喰こんか船事實は右の如くよいと恐る〜述べたりける長七郎は此辭を聴取られ扱は神君よりの斯の如くは褒美有しか聞得て妙なり穴賢お斯る由緒の有あらば此度と先づ免すべし我と松平長七郎なり以後と必ず心得よとて此に漸々免されけるおど物賣りホット溜息吐き厚く過刻よりの過言を詫び船の舳を解き艦を操りて聲低ふ不業内武士と對つて喰こんかど口號下漕歸り往きけり

○松平長七郎大坂渡邊町借宅の事

并々家主四郎兵衛家賃催促の事

扱も長七郎の主従と當日の夕方八軒家の濱に着船してこれを此所にて宿を取り四五日之逗留して住吉天王寺生玉を始めとし市中を此處那處徘徊せられし一日松屋町筋を通行し本町橋を西へ折れて本願寺の掛所なる津村御堂の邊へ見物せられしが本町通りの渡邊筋に最奇麗なる家屋あり格子造りにして間口三間奥行八間醫師あとの住居せし跡と見へ明き家にて有しが向ふと御堂の外構へ石垣練舞大道廣く道路も清潔にて有けるおぞ長七郎殿心にや應じけん爰お住はんと仰せ故は供の衆と是は町人共の住居致と家なれを其主に斷らねむ住居となり難しと申上るよ長七郎殿然らば其家主を呼來れ我と浪人の事也町人共に交り暮すとも苦しからず今日より爰に住居すべき間家主を呼び明けさせよと仰せける故御近習輩は障家にて尋ねけるに即ち同町錢屋四郎兵衛と申者の家ありと云ふを聞き頼て四郎兵衛方へ到り家を借るべき由を申けるに手代ある權兵衛は畏まつて彼所お來つて戸を明けて案内しければ長七郎殿内に入りて見らるゝに庭に樹木もありて能く調ひたる家なれを今日より爰を借るべきぞ早々疊と持來れと仰せあるに權兵衛の曰く爰は貸座敷にといはせ御借受け成れんどの儀あらん疊并びに諸道具は貴君様より御調へなされる物おていと答ゆれを長七郎殿之を聞いて扱々己と小き事を云ふ奴のな是程の家座敷ばかりを借受け何おかせん貸屋と書いて張たるは何故なるぞ家を借るよ仔細はあるまうと仰せあれば權兵衛如何にも家とばかり申し申すべし然共疊諸道具まで附てと御貸し申させと云ふを聞くより己れ家

のみ借て何かせん疊諸道具まで入用なり早々持參致すべしと仰せ有しに權兵衛は呆れたれ共斷りを云へば手討もすべし動靜ゆゑ何れ主人に申聞け御返答仕つらんと走歸つて四郎兵衛へ斯と告ぐるお四郎兵衛と頼て彼所へ赴き長七郎殿を打見るお衣服大小美々しき武士にて其附々の侍士も賤しからせ見ゆる故長七郎殿の御前に小腰を屈め申す様私事此家の持主錢屋四郎兵衛と申者にて候が惣じて家を貸し候お疊建具等ハ借主より調へ來ると此土地の習慣の上借主の却つて都合の能き爲あり夫と何故おれを疊其外借主の方より是を持來る時何程未の品おて何の厭ひは候おねと貸主より是を入る時と別に損料を申し受けん然すれを自然と其家賃高直に相成候其段御合點に候お何にてお御貸し申べしと申けきば長七郎殿の曰く家賃は何程高直よても苦しめらる今日直ちに住るよ様取計ひをなすべしとの仰に亭主の四郎兵衛は承知なし然らる御請人の判を調へさるべし此手順濟次第疊建具なども入させ申べし御請人は何人によと尋ぬるに長七郎殿は此方直々お相對にて借たる家を請人を立てよと云へ何事ぞと仰せければ困つた人とお思ひ乍らイヤ請人無くて家を貸し候時と御公儀より御答めを蒙れり是町方の法式なり御請人おくハハ御免を蒙りいべしと言けるゆへ長七郎殿フン公儀よりの答めとは奉行役人輩が事なるべし町奉行合點なれば借てを苦しからざるやとの御尋に四郎兵衛は仰せの通りに候と答へける故然らば請人と町奉行を申付くべし此方より遣すに及ばぬを先此所を整頓て我を入る置き其後お汝一人お家主と大いに驚き然るこそ人品と云ひ詞遣ひ常凡の人に非ずと思ひしに御奉行様を奴の

標ふ云はるゝい何人ぞやと不審せしが松平と云ふ苗字の人なれば何にも致せ失禮をなしたる後難計の難しと思案して疊諸道具整調候間もおされを暫時は私し宅へ御入り有りて御休足遊ばさるべしと申上るゝ長七郎は兎を角も早く調へよと御近習引連れ四郎兵衛方へ御入り有り然るに亭主は此中奉行所へ赴き右の次第を訴へけるゝ町奉行久員因幡守出席ありて其恰好風体等を聞かれ何おも大切の御方なり随分共に家屋等粗末お致す事勿れ萬事大切に震應申すべし尤も家賃と遠慮なく催促なして直々に請取べしと云付られ畏まつて四郎兵衛は立歸へり早速疊諸道具を調へ御不自由なき様計ひて長七郎殿を移しけるに満足なりとて彼家に住居せられ給ひけり家主錢屋四郎兵衛は最迷惑には思へども奉行所との命令われは粗略の事も成難く定めて家賃は滞ることも有んと案じ乍ら斯見込れたるが不運なりと断りて此後は只其動静をぞ窺ひたる古語に始め一步の過りは終に千里の違ひとなるは宜なる哉言や松平長七郎殿と紅圍の中に生れ玉ひながら浪々の身と成られ彼方此方を漂泊し未漸く此大坂に落着き近習四人と主徒町家へ住居おし手馴れぬ業も珍敷思はれて今と手自ら料理なごを爲し玉ひ近習の士も亦た味噌を搾り飯を炊つゝ其日くを暮暮しお送られけるに其月も早晦日に成しかを家主錢屋より家賃を請取んとて出来り當所は三十日の勘定なれを三十日く御算用下さるべしと述けるも近習の士と斯と長七郎殿へ申しけるに長七郎は答へて當今と金なき故に翌月の三十日お渡すべしと返答あるにぞ家主と是を聞き大概斯有んと思ひしかり然れども奉行所より催促ありて請取れとの仰せ有るを聊か遠慮すべし様なし先づ今月と相待つて先きの三十日は眠りと催促すべしと訂簡せしに程なく翌月の

三十日と成けれを長七郎殿方お到り候今日の御約束成ば家賃御渡し下さるへしと申入るに長七郎殿近習に仰せて四五日待つべしと有ければ家主重ねて最早二ヶ月滞はれを是非々々此度と下さるべしと催促せられども今四五日相待てと夫とを待れぬと云なれを愛を明きて他の家に移るべし其節諸道具と家作一式歸しなを何も言分は有まじ然れ共今暫く待なを拂ひ遣はすべしと仰せけるも家主と豫て迷惑に思ひ居し事ゆへ外々へ移らんと儀と幸ひと思へども是迄の家賃を拂はず立ては是も亦難義なりと止事を得せして待居たり扱又此の長七郎殿も是迄は聊の貯金も有しかど之を以て米味噌醬油酒肴等の費用に充盡し今と其日を賄ふ金もなく食事を調ふ事も成難きに至りければ近習の人々斯と申上るに然らば家主を直ちに呼べと申されけるも家主四郎兵衛を招くも四郎兵衛は家賃を渡さるゝやと歎び急ぎ來りし所長七郎と家主と對ひ此方食事の入用に手支へぬれば其方おも是を調へて送るべし償むと家賃と一所に拂ひ遣はさんとの仰せに四郎兵衛の胸に胸りし家賃も拂はせ其上に世帯の賄ひ仕送りて差出せとは餘り御無理ありと断りければ然らむ今月中迄の家賃の調へ書せよと有るに家主と畏まつて直ちに其座お於て三ヶ月滞り高の書付を差出すに長七郎殿は是を見て此通り三十日迄に渡しおな何と云分有問トきとあれを家主如何おも御渡し下さるれを聊かも申分是なしと云ふ然れを兎も角を致すべしとて先づ家主を歸へし其跡めて近習を呼び近隣の古道具商を呼來れと命ト乃ち同町の古道具商お對ひて家内の諸道具を悉皆く賣るありと有るゝ彼道具商は同町の事なれば諸事を心得居るにぞ夫相應の挨拶をなし早速錢屋四郎兵衛に斯と告るに家主は大に驚き然として難義の人を家作を貸つる者哉疊諸道具

夜具迄も皆此方より貸與へ家賃は取れを刺さへ其諸道具を賣れては打捨置事成難しと直に彼所へ走り行き此諸道具と此方の所有されを賣却と決して成さる事ありと云に其時長七郎も己れ最前の書付に今月三十日迄の中家賃を拂へば申分なしと認め申さざれば然れを道具家賃迄も三十日迄も我物あり世帯の仕送りを申付るに辭退をなす故是を賣り食事を調ふ代に爲すなり何を言分有るべや未だ夫にても不足の時之家をも賣べし其内金の手に入らば定めの金を遣すべし家賃を拂ふ上は唯何時迄も此家は我物なるを然れ共食事さへ差支無く賄ふ道具を賣て何かせん夫を辭退す其時は残らざる賣て用を弁せん是當然の事ならずやと仰せ有しに家主は實に殆ど持餘し家賃御渡し有上は何時迄も御貸し申べし然れ共御賣なされては迷惑至極仕つる愈々三十日に御勘定有れば御世帯の御買物取次致せ指上申べし萬一も約束違ひなむ又々難義に候故能々御工夫下さるべしと申上けるも長七郎殿然れば三十日には大既出来るで有う其時は残の勘定とべたあり早々食事の入用を持參すべしと有ければ家主も是も亦損の上ぬりと思へども是も今年の役拂いと斷念主従五人分賄ひの米薪醬油小遣ひ迄三十日分送り越しければ長七郎と過分なりと思さるれども扱當月三十日も當は無く然とて又金を遣はさずば催促をこそ成すめりと些は必ふ掛られけん夫より毎日擧筋又日本橋邊を彼地此地徘徊したりける

○長七郎日本橋よて狼籍の事

并に大金を所持する事
或日の事紀伊大納言殿の御用金を夥多馬に負はせ紀州の繪符を立て長町より日本橋に指蒐

るを松平長七郎は是を見掛け其中一匹の馬を引止めて曰く此方に於て此金借用すべければ疾曳來れ馬の口を取て牽往んとせられし程馬士は大に怒りコハ何奴なれば大膽にも此御金を盗み取り往んとする曲者かかど下賤の者の癖なれを禮義を知らず荒々しく握り拳を振上げて既に打んと爲す所を長七郎は引外し憎き下郎の振舞かなと言つゝ振討に件んの馬士を斬伏らる太刀業物手の内も利たる故直二つお成て其儘死なたりける後より繼ぐ馬士宰領追々に馳來りて此体を見るよりやれ人殺し狼籍者と呼り乍ら手術に恐れ近倚る者なき中に心利きたる者駈出して奉行所へ斯と告げる故町奉行にと大に驚死侍十二人急ぎ現場に馳着き已れ何者なれば紀州殿の御用金を奪ひ取んとし馬士まで殺せし重罪人其儘には成し難し擧取て申譯にせんものと刀を廻して威しければ長七郎殿と少しも騒がせ阿々ど打笑ひ紀州の金なれをこそ借受んと云ふに是る匹夫奴が慮外せしにより手討にあせり借べき理由有る故其方が手落ちに有間敷ぞ早々此金予が方へ持來れと異儀に及ばし手討になすぞと有ければ出張の武士彌々怒り家來も下知なし擧取れと罵る處を長七郎は飛蒐りて宰領一人切殺さるれば今一人の者と驚き恐れ逃去たり依て家來馬士も俱々周章立騒ぐ而已めて近倚者も此近邊の騒動大方ならず町家々々は戸を閉て恐怖潜まり居たりしが當町の年寄役人等も怕し乍ら役目さば是非なく此所に出來つて長七郎殿の体を能々見るも三葉葵の紋所を染抜たる黒輪子の小袖を着されしお町役人共と怖々手を突き私し共と當町の支配役もて候が何故の儀の存せぬ共先づ御太刀を納め下るさべし然様ならてと此騒動鎮まり難く候と逃けるも長七郎殿も道理なりと刀を納めて云ふ様渠等が無禮をなしたる故手討にせ

り町人共ふは仔細なし死骸は片付取らせよる云捨て件の金箱を付ける馬を其儘に引き歸らんとせられしかば町役人等は益不審り先々御待下さるべし彼様の騒動有し上死人も出来候へとは檢使を乞ひ此事の相濟む迄と此儘に御叩へ下さらねば當町中の難澁に候ありと止めしよ長七郎殿曰く然らむ早々奉行は訴へ直々來れと申すべし先づ夫迄の待つなりとて彼の馬の口を取て扣ゆる残り馬と最前に跡へ引返せし故宰領もは嚴重に是を守りて居たりける斯て御金宰領の頭及び町役人等より奉行所へ此趣きを逐一訴へ出て一同に其處置をぞ待居たりける扱も大坂町奉行所にてと斯の如き訴へ有しに是と容易ならざる事なきを久貝因幡守自ら出張すべしとて與力同心等を引連れて町役人を案内とし日本橋へ出來り今眼筋長七郎殿を見るより夫と悟り側近く立寄て某しと當所の奉行久貝因幡と申と者なり如何あれと斯様なる御所業に及されしぞ其意趣を承まとり度しと有ければ長七郎曰く汝と我を類らざるや抑も我と松平長七郎あり去頃より當所に来つて百日をかり本町渡邊筋に住居して居つるよ諸用の金子入用されを金策中の處今日偶此所より來りしが是なる金と紀州の金と見し故幸いに一駄借用せんと其旨趣を云聞せるに甚だ不禮を働きければ餘義なく手討ちにあせしなり汝奉行と有るのらは宜敷跡を片付させ此騒動を鎮まべし我と此金持歸るぞと金を付たる馬を牽立て徐々と旅宿を指て歸り往れしかば奉行も是を止むる事能はず彼死骸を片付させ急遽紀州へ使者を以て其旨注進したりける大納言殿も此趣死を聞き召し聊の事なれを咎むるに及ばず後日逆も然様の事有とも無禮をなさず申と儘に金を渡すべしと命芝玉ひたるとなん恚りし程に長七郎殿と件の金を持歸り家主を呼びて是迄永々立替へし金を

を渡らず渡すべしとて一駄の金を積重ね其中一つの包を渡し玉ひて其金の有丈爰に逗留を成さんと仰せ有けるお家主と日本橋の騒動を聞及びければ此金も紀州家の御金なれを若や後日に御咎め有らんかと思へども一先づ是を受納め其段町奉行所に申立て後公然と受取るお如じと覺悟し包を解き是は餘りも多分なれば御勘定交けを御渡し下さるべしと云けるお長七郎否過分ならば餘りたる分は汝も得さすべし一家共より小遣ひを取寄たれを此後汝が催促請問敷ぞと仰せ有故家主は左様ござらむ御預り申べしと金五十兩の包を預りて早速右の趣きを町奉行所へ訴へしに久貝因幡守家賃并に立替物残らず請取其殘金を大切に預り置然るべき旨仰渡されし故家主と漸々安堵なし豫て損耗なりと諦めし金を残らず受取しかば大に悦び居たりける

○鯉商人僥倖を得る事
并よ古金買ひ難義の事

扱も松平長七郎殿も昨日不意紀州家の用金を得てしかば此金高三千兩の中先きお家主錢屋四郎兵衛へ五十兩を遣はし残りの中先づ五十兩を錢に替へ山の如くお積置いて何お寄らず賣來る品を買ひ込れけるが或時鯉商人の通りけるを長七郎殿自身も是を呼玉ひ残らず料理なすべしと有けるゆゑ鯉商人は一度に賣れるを悦び早々料理の終る時長七郎殿曰く儲と忘却たり今日は佛の忌日ありしが最悪かさと鯉は最早入用あらねを早く持歸へれと云捨て内へ入給へを商人と驚きて喃情なき殿様よ薄資本よて漸々仕込みし魚を此如く料理させて其後不用と何事ぞ玩弄おも程の有物を抑商賣の妨げをなし玉ふかや残らず裂た

る魚の事なれば外へ持往くとして相當の代價にて誰か買ふべき者あらんや潰しに賣れを損ふ
 るぞ早く代價を拂はれよと大聲揚て罵るに近習の者此旨を申上しに然らむ鳥目百文を眼
 らせよと有ける故錢百文を渡しければ鯉商人は彌々怒憤出し持來りし鯉を裂らせ百文
 斗りの錢を出すとは人を愚鈍せらるゝの最早堪忍なし難しと罵りけるに近習は是
 を聞て彼奴何を罵り居るかと御尋ね有し近習は箇様々々罵り候と云ふ長七郎曰く夫と
 何程遣こせしやハイ仰せ通り百文を遣して候長七郎聞て然らむ不足は有間敷に罵るとは何
 事ぞや尙も不足と有かれ何程なるやと云これけるに否不足處の數百本の鯉の代として是式
 の錢を出すとい餘りなる仕方あり逆彼百文の錢をば戻したりければ又争ふ時と御手討
 をかりを與へしならむ腹立つも無理にはあらむ何故に又言付し程與へざるやと御阿有しに
 近習の云様君は百文を遣こせとの御意により斯の如く候と申上るに長七郎殿は汝們は錢
 の筭へ方を知ざるか百文とは百づゝを百の事なり早之遣せよと有ければ又争ふ時と御手討
 ちも量り難しと其儘仰に隨がひ百宛を其數百筭へ渡すよと鯉商も亦恟然し悉く賣て二貫文
 斗りの鯉を況哉買もせず料理を仕たる計りあて十貫文を貰ひし故氣味悪くと思ひし取ぬ
 は損と受取りて始めの悪口お引替て追従たらぐ云ひつゝも悦び勇み空籠擔ふて歸りける
 其後ちも亦長七郎殿と門邊に立て居られし所へ古金買の通りければ乃ち是を呼び入れ汝が
 鬻ぐ器物は如何なる物品ぞ買ふて得させんと云これけるに彼者曰く是と賣物にては候と
 せ金物其外諸器物類何品にても御不用の品物を買歩行者あて候長七郎殿然らむ太刀も買取
 るやと尋ねらるゝに彼者は如何も刀脇差は云ふ及ばず薄刃古釘火箸の類も直段能く買取

るべしと云ふに然らむ我が一腰の刀あり是を賣却なすべし逆興より取出し見せらるゝ相
 州正宗二尺八寸にて最も希代の名作ある刀あり然れども彼古金買と斯と知らざれ此品と
 三百文お買ふべしと云ふ其時長七郎殿三百文と何國に有やと尋ねらるゝに古金買と扱え
 賣るぞと心得て是に用意を致したりとて腰に巻たる胴巻より錢三百文を取出とに長七郎殿
 と大い怒り己き此僅少の錢にて此刀を求めんとや情事を案ざる己は人を欺き偽り僅
 少の錢を以て高金の物を買取り徳とする盜賊同然の曲惡者なり許し難しと彼男を繩を以て
 柱に縛り付件の刀を抜放し己れ三百文の刀の切味見すべきなりと振上げ玉ひしかば古金買
 吐嗟と一聲揚げ打驚き助け玉へと叫ぶる近習は飛出で長七郎殿と打對ひ下郎の儀あて候
 得と御刃の善惡を知らぬ鹿忽の言を申せし段不禮にあて候へども御手討にあされん事最も不
 便の至りと云ひ且つ御刀の穢にも相成儀よて候へば御放免を願ひ奉つると諫言せしに長
 七郎殿と彼者を見玉ふに其顔の色土の如く涙を流して有けきを倍々此奴と奸曲者に似せし
 て最も臆病なり斯様の奴を殺さむ刀の穢れなり命を助け返すべけれを重ねて人を詐欺など
 叱り玉ひて近習も命じ繩を解せ直ち放ち歸しける

○博徒輩長七郎の金錢を奪取する事
 并に長七郎阿波座へ移住の事

實や寶貨持て入るもの侍て出ると古人の金言宜ある哉然程に長七郎殿は貯へ金の多きに
 任せ種々様々の商人等と呼入玉ひ玩弄のを此上もなれ樂しみにせられけるを近習の者屢々
 是を諷ひれ共曾て聞入玉ふ氣色かけれた今は一同持餘し一日密かに語る様我々斯の如く乱

心人の守保同然ふ安閑と暮すと無益の事なるべし畢竟殿を浪人にて御行末も頼みあし且つ狂人の如き所業をせらるゝ故に我々迄者氣違の様に云はるれ因て茲に此儘居らんより寮を金の有中お銘々の行末を計ること宜きと四人等云合せ各自忝儘の金を掠め取り何國とぞ無く逃去りけり斯て長七郎殿と是よりして食事を進むる者も無礼故に一人門口にイミ給ひて往來の者を招き入れ食事等を調へさせ賃錢を與ふべしとて鳥目を數多與へ杯して日を送られしかば此事早くも惡漢等が傳へ聞き代々立入て食事を調へ寮宿より酒食に至るまで勝手氣儘お仕盡して遂には博奕を教唆しお長七郎殿も面白き事に思これ彼等を相手とし日々博奕ををし玉ふ惡漢輩は謀し合せ態と長七郎を勝せ己們は始終負ける体も持成し錢が盡れば長七郎殿かねて貯蓄られし彼錢を渠們と與へ遣はしつゝ勝事の面白さよ彼等へ資本を幾度となく遣はされしに惡漢等は元より工み事なれを五貫借て一貫隠し六貫借りて二貫掠めしと雖も長七郎殿は更お知り玉はず只勝負の面白さに一日惡漢をせへ對ひ例の人数おて面白からせ是より後には大勢おて慰むべしと申されけるに彼者輩と己等ばかりにて金を貪り得んと思へば態と御爲宜しおらす杯と諷ひれ共聞入られず自身門口に立出で往來の人々を招き汝と博奕を好む若も博奕打つなれを内へ這入と叫入れられしかを始めの程と如何ある答めお違んぞ知れずと思ひ博徒等も陳じ秘し一向好まざる旨申せしるを終おは様子を知り若し好事もあらんか彼等の方より尋ね來り見るに以前より三人の仲間の惡徒立入居し故是言語を交へんと爲すに彼の者目交し事擬へて夫々手術を知らせ互ひに手練を盡し金錢を欺き取んと思へとも一時に多と取ては後々の妨げなれを漸次

よ取るに如志と先づ始めの日の程よく切上げ夫より毎日々々寄集り美酒を調へ肴を求め入費を厭はず飲食し其上博奕を始めては各自金銀を掠め取しお數日も經せして貯への金は大槩空乏しお博徒等今と是迄なりとて更に來る者もなかりかば長七郎殿は博奕の道と覺へ玉ひしか共渠們に掠め取れしとは毫知り玉はず眞實負たる者と思ふされしは其身分おしてと實に道理なる事共なり是より後ち博徒輩と金満の素人を目して長七郎殿と稱ふるは之より始まりし事なりとぞ儲を長七郎殿今と一錢貯へも無く入來る者も更になけれを又々家主を呼んで有し絆柄を物語り以後万事の仕送りを頼まれけるに四郎兵衛は最氣の毒に思ひ兎々預りの金子もあれと下人を遣ひし食物を調へさせ以後必らず博奕打共を集め玉ふ事勿れと御意見申して御世話をおしけるが其後長七郎殿阿波座邊を通行せられしが程能死明家ありて目に着ければ茲へ移らんと思われしにより家主錢屋四郎兵衛へ斯と仰せ有りし故家主畏まつて聞合するに其家と阿波座の商人にて阿波屋太郎助が家なりと知しかを早速右の趣きを以て奉行所へ訴へ出しに然らば疾其家へ移し參らせよとの事お付其後は阿波座に到り太郎助も面會おし箇様々々と申入れしに太郎助は豫てより開居たる長七郎殿の事故甚だ迷惑に思へども奉行所への内々の達しもあり殊に暫時の間に付人を添て置べしとの事故に是非お承知して則ち其家へ移し參らせしとぞ

○長七郎殿居宅を賣却する事

并大坂表退去の事

扱も松平長七郎殿と阿波座へ移り玉ひてよしも相替らば我儘に暮されけるが今と疾貯への

金もなき儘に辻商人を呼込て其賣物を買調へ今と代價もなき故に金の有時適はすべしとて見る物障るものを無錢にて買入れ萬一理屈を云ふ者有る時と奉行所へ出て受取べし夫が不承知なれを金の廻る迄待呉れよ杯と云ふ商人若し又怒り罵る者あれば刀を抜て威すよと商人輩は皆恐れ這々通て歸りし事を一人二人と傳へ聞き今と早大坂中の商人共是を知らずと云者無くなりしかを辻商人共は一人も阿波座へ來らざりしに由り其町内の人々を殊の外迷惑さればとて彼長七郎を家明させん事も出来されば聊かの物をも遠方へ出掛け買求る様み成しうば長七郎殿不自由の上貯への金とては無き故ふ家主へ申付萬事賄を受けて居られしが殊更家主太郎助に取りてと最迷惑と思ひける恚て長七郎殿は聊かの貯へ金もあらざれば如何おも金策せんものと思はる種々工夫致せども何と詮術わらされを寧ろ此家作を賣却なさんと所々を徘徊して在し如何おしてか買人を連れ來りけん頼て家作を見せ地面と共お代金の直段を決め約束を結びし此者は周旋人なるや町内を聞合せの爲め或家にて様子を尋ねるよ彼家なれを斯々との咄し其者と早々太郎助へ右の趣きを問合せしかば家主は大い驚き其は以ての外的事なりとて乃ち長七郎殿の方へ到り只今承まはれ此家を賣り給こんの御約束ななき由是と抑々私しの家へ候へを然様なる事は決して相成らざる事に候間御止まり下さるべしと云ふ長七郎殿は是を聞き大に怒り成程以前は汝が家なれども我住居なす上からと則ち我が家屋なり夫は近隣の者共常々申すよも長七郎が家と爰ぞと諸人お示すぞのし汝が家なれば諸人何ぞや長七郎の家ありと云ふべきや我物を賣拂ふに何の子細の有べきと有れを家主曰く夫は當分御住居おされて御在せば貴君様の内なりと申

せども造作し家を用達て住居おさるゝ事あれば賣あされ候事と決して無用に候と斷りければ長七郎殿否々如何様に申せども一旦約束せし上は違變なす事成難し妨げすやと氣色を變へて申されしにぞ家主は達て争論す時は如何なる事も出来んかと危み乍ら其儘にて立歸り彼家を約束なせし者へ委細を話し必しも求めらるゝ無用なりと止めける斯て長七郎殿え納束通り彼の賣却代金持参なすやと待れければ一向に其音信さへなかりし故自身に代金の催促に往向ひしにぞ彼者も大い迷惑に思ひ右の家と少し狭くて此方の用お合兼ね候へを斷り申すないと云ふ長七郎殿之を聞て怒つて曰く既に約束おせし其事を違變なす事有べきや曰れと武士を欺くよや是非とも違約なすと云へを其儘にては免さぬぞと言より早く刀引抜き既お手討にあさん勢ひありしかを彼者と震お怖れて段々と家主の頼みを委細に陳述れを此方は曾て得心なく我住居を賣らんとて約束をなし見分よ來りし上は今更決して違變は致させ難し今日中代金を持参なさまを忽ちに約束を背くの罪を入れ其旨を相談仕つ後刻までには返答申べしと詫けるよ長七郎殿曰く後刻までは待遣とさん此上間違ひ有る時と我に於て存寄あり逆歸らるにぞ彼者は早々阿波座太郎助方へ來りて申す様扱々困り入たる事出来たり最早此上彼是と申さば必ず命づくあり段々様子を承まはるお彼武士を殺されてと殺され損あなる由あれば何卒品能く治めたと相談おせば太郎助も情々思慮を廻らすに彼人此所に在る時は町内中の難儀なり然逆退去もさせ難し立退賃と諦めて賣代金を差出し約束人々り渡しあを必定家を立去るべしと思慮を固め周旋

三十六
 人へ胸を打明け談しければ彼の者大に悦び此上元費なる金を出さしてこれ氣の毒も存すれ共其質當所の者の幸いあり又貴殿と我等が再生の恩人なりと喜ぶにぞ太郎助頼て約束の金高だけを取り出し周旋人へ渡ししれを直ちよ愛を立出て長七郎殿方お到りて即ち代金持参せりとして彼金取揃へて渡りけるに長七郎殿と代金受取し上は云分なし然らむ此家と其方へ渡すべきあれば此儘おて受取るべしとて諸道具ともに引渡して代金を懐中よなし其儘何國共おく出往れける家主と此旨を聞及び又夕方には戻らるゝ事も有んと思ひしに其後ち便りも無かりし故頼て其旨奉行所へ具お訴へけり然る程に再び歸り來らるゝとも此後家を貸すも吸をす只其儘お捨置べしとの事故に家主と勿論町内中は大に悦び明日より物事自由あるべしとて諸方へ委細に此事を告知らせ度ものありと相談おして辻々へ張札をなし阿波座の狼籍と相止み候故諸商人安心して往來せらるべしとぞ認めたり其後長七郎殿と何國へ往れしや其在所を知たる者いなかかりしとあり一説に曰く密かに幕府へ連絡りしとも云扱又此家主なる阿波屋太郎助は重ねの迷惑にて少なからざる金子さへ損亡せし事なるが天の報へる所わか有らん其家今も歴然と居所さへ變へず子孫連続して代々太郎助を以て名稱とす實に積善の家之餘慶あり損して徳取る所よ可きかあ

松平長七郎實傳
 三七
 信孝

版權登錄

明治廿一年七月十九日印刷
 同年七月廿一日出版



發行者

田中 太右衛門

大阪南區安堂寺橋通四丁目六十二番地

同

此 村 庄 助

大阪南區順慶町通四丁目三番地

著 作 者

梶 木 正 太 郎

大阪府北區網島町四十八番屋敷



印 刷 者

前 野 茂 久 次

大阪南區長堀橋筋二丁目六番地

